平成２９年　第３回

木古内町議会定例会会議録

平成２９年９月１４日　　開会

平成２９年９月２２日　　閉会

木 古 内 町 議 会

各　　位

会議録の作成にあたっては、誤りのないように留意しておりますが、万が一、誤字、脱字等がありましたら深くお詫びいたします。

なお、重要と思われる誤りがありましたら、事務局までご一報いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

木古内町議会議長　又　地　信　也

目　　次

提出された案件及び議決結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

第１日目（平成２９年９月１４日）

議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

議会運営委員会報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

議長諸報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

総務・経済常任委員会所管事務調査報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

開会・開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

日程第　１　会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

日程第　２　議会運営委員会報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

日程第　３　会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

日程第　４　議長諸報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

日程第　５　総務・経済常任委員会所管事務調査報告・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

日程第　６　行政報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

日程第　７　一般質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７

２番　新井田　昭　男・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７

８番　鈴　木　慎　也・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

５番　相　澤　　巧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３

４番　竹　田　　努・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５

日程第　８　承認第１号　専決処分の承認を求めることについて・・・・・・・・・・・・　２８

日程第　９　報告第１号　健全化判断比率及び資金不足比率について・・・・・・・・・・　３２

日程第１０　議案第１号　平成29年度木古内町一般会計補正予算（第4号）・・・・・・・・　３３

日程第１１　議案第２号　平成29年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）・・　３３

日程第１２　議案第６号　平成29年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第1号）・・・　３３

日程第１３　議案第３号　平成29年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）・　４６

日程第１４　議案第４号　平成29年度木古内町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）　４７

日程第１５　議案第５号　平成29年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）・・　４８

日程第１６　議案第７号　木古内町公営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４９

日程第１７　議案第８号　北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する協議について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５０

日程第１８　議案第９号　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する協議について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５１

日程第１９　議案第１０号　北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する協議について　５２

日程第２０　議案第１１号　町道路線の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５３

日程第２１　同意案第１号　木古内町教育委員会委員の任命について・・・・・・・・・・・　５５
日程第２２　同意案第２号　木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任について・・・・　５６
日程第２３　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦について・・・・・・・・・・・・・・　５７
日程第２４　認定第１号　平成28年度木古内町一般会計決算認定について・・・・・・・・　５８
日程第２５　認定第２号　平成28年度木古内町国民健康保険特別会計決算認定について・・　５８
日程第２６　認定第３号　平成28年度木古内町後期高齢者医療特別会計決算認定について・　５８
日程第２７　認定第４号　平成28年度木古内町国民健康保険病院事業会計決算認定について　５８
日程第２８　認定第５号　平成28年度木古内町水道事業会計決算認定について・・・・・・　５８
日程第２９　認定第６号　平成28年度木古内町介護老人保健施設事業会計決算認定について　５８
日程第３０　認定第７号　平成28年度木古内町介護保険事業特別会計決算認定について・・　５８
日程第３１　認定第８号　平成28年度木古内町介護サービス事業特別会計決算認定について　５８
日程第３２　認定第９号　平成28年度木古内町下水道事業特別会計決算認定について・・・　５８
休会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５９
会議録署名議員の署名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６０

第２日目（平成２９年９月２２日）

議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６１
議長諸報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６２
平成28年度木古内町決算審査特別委員会報告書・・・・・・・・・・・・・・・・　６３
開会・開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６５
日程第　１　会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６５
日程第　２　議長諸報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６５
日程第　３　平成28年度木古内町決算審査特別委員会報告・・・・・・・・・・・・・・・　６５
日程第　４　行政報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６６
日程第　５　発議案第１号　議会閉会中の所管事務調査について・・・・・・・・・・・・　７０
日程第　６　意見書案第１号　林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を
求める意見書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７０
日程第　７　意見書案第２号　「全国森林環境税」の創設に関する意見書・・・・・・・・　７１
日程第　８　意見書案第３号　適正な地方財政計画の策定を求める意見書・・・・・・・・　７２
日程第　９　意見書案第４号　道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、
すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求め
る意見書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７３
日程第１０　意見書案第５号　「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書・・　７５
日程第１１　意見書案第６号　国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制
奨学金制度の確立を求める意見書・・・・・・・・・・・・・　７６

日程第１２　議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について・・・・・・・・・　７７
閉会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７７
会議録署名議員の署名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７８

平成２９年９月１４日（木）第１号

○　開 会 日 時　　平成２９年９月１４日（木曜日）午前１０時００分
○　休 会 日 時　　平成２９年９月１４日（木曜日）午後　４時１６分

・出席議員（１０名）

１番	佐　藤　　悟		６番	手　塚　昌　宏
２番	新井田　昭　男		７番	福　嶋　克　彦
３番	平　野　武　志		８番	鈴　木　慎　也
４番	竹　田　　努	副議長	９番	吉　田　裕　幸
５番	相　澤　　巧	議　長	１０番	又　地　信　也

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大　森　伊佐緒
副町長	大　野　　泰
病院事業管理者	小　澤　正　則
総務課長	若　山　　忍
税務課長	高　橋　和　夫
会計管理者	高　橋　和　夫
町民課長	吉　田　　宏
保健福祉課長	羽　沢　裕　一
保健福祉課包括ケア推進室長	武　藤　一　郎
まちづくり新幹線課長	福　田　伸　一
まちづくり新幹線課新幹線振興室長	田　原　佳　奈
産業経済課長	木　村　春　樹
建設水道課長	構　口　　学
病院事業事務局長	平　野　弘　輝
教育長	野　村　広　章
生涯学習課長	澁　谷　　勝
学校給食センター長	澁　谷　　勝
農業委員会事務局長	木　村　春　樹
代表監査委員	森　井　俊　郎

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	吉　田　廣　之
議事担当主査	西　嶋　浩　二

平成２９年第３回木古内町議会定例会議事日程

第１号　平成２９年９月１４日（木）　午前１０時００分開議

日程番号	議件番号	議件名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4		議長諸報告
5		総務・経済常任委員会所管事務調査報告
6		行政報告
7		一般質問
8	承認　第１号	専決処分の承認を求めることについて
9	報告　第１号	健全化判断比率及び資金不足比率について
10	**議案　第１号**	**平成29年度木古内町一般会計補正予算（第4号）**
11	**議案　第２号**	**平成29年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）**
12	**議案　第６号**	**平成29年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第1号）**
13	議案　第３号	平成29年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
14	議案　第４号	平成29年度木古内町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）
15	議案　第５号	平成29年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
16	議案　第７号	木古内町公営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
17	議案　第８号	北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する協議について
18	議案　第９号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する協議について
19	議案　第10号	北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する協議について
20	議案　第11号	町道路線の認定について

日程番号	議件番号	議件名
21	同意案第１号	木古内町教育委員会委員の任命について
22	同意案第２号	木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任について
23	諮問　第１号	人権擁護委員候補者の推薦について
24	**認定　第１号**	**平成28年度木古内町一般会計決算認定について**
25	**認定　第２号**	**平成28年度木古内町国民健康保険特別会計決算認定について**
26	**認定　第３号**	**平成28年度木古内町後期高齢者医療特別会計決算認定について**
27	**認定　第４号**	**平成28年度木古内町国民健康保険病院事業会計決算認定について**
28	**認定　第５号**	**平成28年度木古内町水道事業会計決算認定について**
29	**認定　第６号**	**平成28年度木古内町介護老人保健施設事業会計決算認定について**
30	**認定　第７号**	**平成28年度木古内町介護保険事業特別会計決算認定について**
31	**認定　第８号**	**平成28年度木古内町介護サービス事業特別会計決算認定について**
32	**認定　第９号**	**平成28年度木古内町下水道事業特別会計決算認定について**

平成２９年第３回定例会　提出案件及び議決結果表

議件番号	議　　件　　名	議決月日	議決結果
議案第1号	平成２９年度木古内町一般会計補正予算（第４号）	29. 9. 14	原案可決
議案第2号	平成２９年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）	29. 9. 14	原案可決
議案第3号	平成２９年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）	29. 9. 14	原案可決
議案第4号	平成２９年度木古内町介護老人保健施設事業会計補正予算（第２号）	29. 9. 14	原案可決
議案第5号	平成２９年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）	29. 9. 14	原案可決
議案第6号	平成２９年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第１号）	29. 9. 14	原案可決
議案第7号	木古内町公営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	29. 9. 14	原案可決
議案第8号	北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する協議について	29. 9. 14	原案可決
議案第9号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する協議について	29. 9. 14	原案可決
議案第10号	北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する協議について	29. 9. 14	原案可決
議案第11号	町道路線の認定について	29. 9. 14	原案可決
同意案第1号	木古内町教育委員会委員の任命について	29. 9. 14	原案同意
同意案第2号	木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任について	29. 9. 14	原案同意
報告第1号	健全化判断比率及び資金不足比率について	29. 9. 14	報告済み
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて	29. 9. 14	原案承認

認定第1号	平成２８年度木古内町一般会計決算認定について	29．9．14 平成28年度木古内町決算審査特別委員会に付託 29．9．22 平成28年度木古内町決算審査特別委員会の報告通り認定	
認定第2号	平成２８年度木古内町国民健康保険特別会計決算認定について		
認定第3号	平成２８年度木古内町後期高齢者医療特別会計決算認定について		
認定第4号	平成２８年度木古内町国民健康保険病院事業会計決算認定について		
認定第5号	平成２８年度木古内町水道事業会計決算認定について		
認定第6号	平成２８年度木古内町介護老人保健施設事業会計決算認定について		
認定第7号	平成２８年度木古内町介護保険事業特別会計決算認定について		
認定第8号	平成２８年度木古内町介護サービス事業特別会計決算認定について		
認定第9号	平成２８年度木古内町下水道事業特別会計決算認定について		
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	29．9．14	可と答申
発議案第1号	議会閉会中の所管事務調査について	29．9．22	原案承認
意見書案第1号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書	29．9．22	原案可決
意見書案第2号	「全国森林環境税」の創設に関する意見書	29．9．22	原案可決
意見書案第3号	適正な地方財政計画の策定を求める意見書	29．9．22	原案可決
意見書案第4号	道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書	29．9．22	原案可決
意見書案第5号	「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書	29．9．22	原案可決
意見書案第6号	国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金制度の確立を求める意見書	29．9．22	原案可決
	議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について	29．9．22	承認

平成２９年　９月１４日

木古内町議会
議　長　又　地　信　也　様

木古内町議会　議会運営委員会
委員長　新井田　昭男

議会運営委員会報告書

平成２９年第３回木古内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、会議規則第４１条第１項の規定により報告いたします。

記

１．会議開催状況

開催日	出　席　委　員	欠席委員	説　　明　　員	事務局
29. 9.12	新井田、平野 相澤、福嶋 鈴木	な　し	大野副町長、若山総務課長 野村教育長 澁谷生涯学習課長	吉　田 西　嶋

２．平成29年第3回木古内町議会定例会における議会運営について

(1) 今定例会の会期については、9月14日から9月22日までの9日間としたい。
　14日は本会議を開催し、行政報告、一般質問、補正予算等の議案審議、平成28年度各会計決算認定の上程を行う。
9月15日～18日は休会日とする。(実質5日間)

(2) 議事日程については、別紙配付のとおりである。
　議事日程番号10から12、24から32までは一括議題とする。
　なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。

(3) 付議案件は、議案11件、同意案2件、報告1件、承認1件、認定9件、諮問1件、発議案1件、意見書案6件である。

(4) 一般質問者は4名であり、通告順により質問者ごとに行うこととする。

平成２９年　９月１４日

木古内町議会
議　長　又　地　信　也　様

木古内町議会　総務・経済常任委員会
委員長　平　野　武　志

総務・経済常任委員会所管事務調査報告書

総務・経済常任委員会の所管事務調査について、会議規則第４１条第１項の規定により報告いたします。

記

１．会議開催状況

開催日	出　席　委　員	欠席委員	説　明　員	事務局
29. 7.20	佐藤、新井田、平野、竹田 相澤、手塚、福嶋、鈴木 吉田、又地	な　し	大野副町長、若山総務課長 田畑主査、佐藤（美）主事 構口建設水道課長 福田まちづくり新幹線課長、山本主事 田原新幹線振興室長、畑中主査 木村産業経済課長、福井（弘）主査 吉田（匠）主事	吉田 西嶋
29. 8.31	佐藤、新井田、平野、竹田 相澤、手塚、鈴木、吉田 又地	福嶋	大野副町長 福田まちづくり新幹線課長 加藤（隆）主査、中村主事 羽沢保健福祉課長 武藤包括ケア推進室長 平野病院事業事務局長、東主査 木村産業経済課長、中山主査 吉田町民課長、吉澤主査	吉田 西嶋

２．所管事務調査項目

（１）総務課・建設水道課
①工事契約について（現地調査含む）

（２）まちづくり新幹線課
①観光事業（観光交流センター・広域）の現況について
②人口減少対策について

（３）産業経済課
①観光事業（町内）の現況について
②町有林の現況について（現地調査含む）

（４）町民課
①保育料の軽減について

（５）保健福祉課・病院事業
①老人保健施設「いさりび」と特別養護老人ホーム「恵心園」との経営統合について（継続）

３.調査報告
総務・経済常任委員会所管の事務について調査を行った結果、当委員会として次のとおり報告する。

（１）人口減少対策について
木古内町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会が開催され、協議内容について報告がされた。重要業績評価指標（ＫＰＩ）の現状数値が示され、多数の項目で厳しい進捗率が数値化されている。現在の進捗状況では、平成３１年度に向けて設定されている目標値には到底及ばず、今後３年間で目標値に到達する為には相当な努力が必要であると推測される。
幾度となく議論されている、人口減少対策における我が町独自の施策取り組みを強化するのはもちろん、各事業で効果が現れる具体的施策の早期展開を求める。
また、人口減少対策は、最重要課題である事を重く受け止めると共に、長期計画にとらわれず年度途中であっても財政状況を見据えた中での早急な施策提案を求める。

（２）老人保健施設「いさりび」と特別養護老人ホーム「恵心園」との経営統合について（継続）
介護老人保健施設「いさりび」と特別養護老人ホーム「恵心園」との経営統合（合併）協議について、引き続き施設利用者や家族、そして両施設の職員や関係者が納得し、満足のいく方向性が絶対条件であり、福祉の町木古内町として、施設利用者等への大胆な援助施策の協議、検討を再度求める。

（　午前10時00分　開会　）

開　会　・　開　議　の　宣　告

○議長（又地信也君）　ただいまから、平成29年第3回木古内町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名でございます。

よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

会　議　録　署　名　議　員　の　指　名

○議長（又地信也君）　日程第1　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名いたします。

2番　新井田昭男君、3番　平野武志君。以上、2名を指名いたします。

議　会　運　営　委　員　会　報　告

○議長（又地信也君）　日程第2　議会運営委員会報告。

平成29年6月20日に開かれました、平成29年第2回木古内町議会定例会において調査の申し出がありました、議会運営に関する件についての報告を求めます。

議会運営委員会　委員長　2番　新井田昭男君。

○2番（新井田昭男君）　2番　新井田昭男です。

平成29年9月14日　木古内町議会　議長　又地信也様。木古内町議会運営委員会委員長　新井田昭男。

議会運営委員会報告書。

平成29年第3回木古内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

記　1.会議開催状況。

会議開催状況につきましては、9月12日に開催し、欠席委員はおりませんでした。

2.平成29年第3回木古内町議会定例会における議会運営について。

(1)今定例会の会期については、9月14日から9月22日までの9日間としたい。

14日は本会議を開催し、行政報告、一般質問、補正予算等の議案審議、平成28年度各会計決算認定の上程を行う。

9月15日から18日は休会日とする。（実質5日間）

(2)議事日程については、別紙配付のとおりである。

議事日程番号10から12、24から32までは一括議題とする。

なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。

(3)付議案件は、議案11件、同意案2件、報告1件、承認1件、認定9件、諮問1件、発議案1件、意見書案6件である。

(4)一般質問者は4名であり、通告順により質問者ごとに行うこととする。以上でございます。

○議長(又地信也君)　ただいまの議会運営委員会委員長の報告に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君)　質疑がないようですので、報告を終了いたします。

会　期　の　決　定

○議長(又地信也君)　日程第3　会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長より報告のとおり、本日から9月22日までの9日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君)　異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期につきましては、本日から9月22日までの9日間と決定をいたしました。

議　長　諸　報　告

○議長(又地信也君)　日程第4　議長諸報告。

議長諸報告につきましては、別紙配付のとおりであります。

総務･経済常任委員会所管事務調査報告

○議長(又地信也君)　日程第5　総務・経済常任委員会所管事務調査報告。

平成29年6月20日に開かれました、平成29年第2回木古内町議会定例会において調査の申し出がありました、総務・経済常任委員会所管事務調査についての報告を求めます。

総務・経済常任委員会　委員長　3番　平野武志君。

○3番(平野武志君)　3番　平野武志です。

平成29年9月14日　木古内町議会議長　又地信也様。木古内町議会総務・経済常任委員会委員長　平野武志。

総務・経済常任委員会所管事務調査報告書。

総務・経済常任委員会の所管事務調査について、会議規則第41条第1項の規定により報告

いたします。

記　1.の会議開催状況につきましては、7月20日・8月31日の2回開催しており、出席委員については、記載のとおりでございます。

2.所管事務調査項目につきましては、(1) の総務課・建設水道課から (5) の保健福祉課・病院事業まで、それぞれ担当課と調査項目につきましては、記載のとおりでございます。

3.調査報告。

総務・経済常任委員会所管の事務について調査を行った結果、当委員会として次のとおり報告する。

(1) 人口減少対策について。

木古内町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会が開催され、協議内容について報告がされた。重要業績評価指標（ＫＰＩ）の現状数値が示され、多数の項目で厳しい進捗率が数値化されている。現在の進捗状況では、平成31年度に向けて設定されている目標値には到底及ばず、今後3年間で目標値に到達するためには、相当な努力が必要であると推測される。

幾度となく議論されている、人口減少対策における我が町独自の施策取り組みを強化するのはもちろん、各事業で効果が現れる具体的施策の早期展開を求める。

また、人口減少対策は、最重要課題であることを重く受け止めるとともに、長期計画にとらわれず年度途中であっても財政状況を見据えた中での早急な施策提案を求める。

(2) 老人保健施設「いさりび」と特別養護老人ホーム「恵心園」との経営統合協議について。

引き続き、施設利用者や家族、そして両施設の職員や関係者が納得し、満足のいく方向性が絶対条件であり、福祉の町木古内町として、施設利用者等への大胆な援助施策の協議、検討を再度求める。以上であります。

○議長（又地信也君）　総務・経済常任委員会委員長の報告が終わりましたが、この委員会は全員による委員会でありますので、質疑を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　異議ないものと認めます。

以上をもちまして、報告を終了いたします。

行　政　報　告

○議長（又地信也君）　日程第6　行政報告。

町長諸報告並びに教育長諸報告につきましては、別紙配付のとおりであります。

なお、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（大森伊佐緒君）　皆様、おはようございます。

議員各位には、時節柄何かとご多忙の中、平成29年第3回定例会にご出席を賜り、心から厚くお礼を申し上げます。

行政報告が1件ございますので、ご報告を申し上げます。

1. 火災の発生について。

平成29年8月17日、午後0時45分、札苅地区の住民より、倉庫が燃えているとの119番通報があり、消防車が出動しております。

現場到着後には、すでに倉庫全体に火が回っておりましたので、直ちに消火活動を開始し、午後1時22分に火の勢いが収まり、午後2時37分に鎮火しております。

本火災の出火原因につきましては、所有者が倉庫内で釣り用の仕掛けを制作中に、使用していたプロパンガスバーナーの火が近くに燃え移り、炎が地面を這うように燃え広がったことによるものでございます。

被害状況につきましては、焼損床面積76㎡、被害額は現在調査中でございます。

本火災による出動につきましては、消防車両7台、消防署員15名、消防団員10名でございます。

また、人的被害につきましては、建物所有者の男性がやけどを負いましたので、救急車により木古内町国保病院へ搬送しております。

所有者の男性は、顔や胸、両手にケガを負い、入院をし加療中でございましたが、完治をし8月29日に退院をしております。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（又地信也君）　町長より行政報告がありましたが、質疑ございませんか。

2番　新井田昭男君。

○2番（新井田昭男君）　2番　新井田です。

いま行政報告ということで、町長のほうから火災の発生についてのご報告がありました。

過去に、幾度となくというか何回かこのような事例があって、防災無線のあり方。それともう一つ、この前だと思うのですけれども、泉沢地区二乃岱で野火の発生があって、この時も消防車が出動しているのですけれども、この二つについて見解をお聞きしたいのですけれども。

まず、この時の状況でいきますと、防災無線が流れていなかったと記憶しております。過去に確認の中で、その地区だけとかいろんな話が出たと思うのですけれども、やはりこういう事例があれば各町内会に放送していただいて、まず注意喚起をすべきじゃないのかなと。そんなふうにまず一つは、思っているところです。その地区だけ、別に混乱を招くというようなことではないと思いますし、やはり火に対する扱い、そういう部分をやはり。これは、私は何回も言うのですけれども、訓練だと思うのです。やはり町民のかたも。こういう事例があった、こういう事例があったということをやはり事例があった時に、お示しするということが一番のある意味じゃ防災的な役目を果たす部分もあるのじゃないかとそんなふうに一つ考えています。その部分のもう1回見解をお伺いしたいのと、先ほどちょっと触れましたように、泉沢も二乃岱の野火も夕方、ほぼ暗くなってからですけれども、この時も消防車が2台ほど出たはずなのです。私もちょっと現場を見ましたけれども、大きな状況にならなくて、ああ良かったなとは思っているのですけれども、こういう部分もやはり行政報告等にどうして出ないのかなというようなちょっと思いです。こういうこと小さいから良いということではなくて、小さいことからやはり大きなことになるわけですから、こういう部分もやはりきちんと報告をしていただくと。そして、住民のかたに徹底した報告義務をしてやるのだということをやはり思ってくれないと、何か最近は防災無線も非常に事細かくある意味じゃ

放送されているなというようなイメージがあります。しかしながら、やはりこういうふうになるとどうも間引きが中抜けというかそういう部分が感じられますので、やはり災害に対することに関しては、先般も総合訓練とかありましたので、やはりそういう部分の思いも含めて、行政としてもう少し取り組み方があるのじゃないかというふうに思うのですけれども、その辺の見解をお伺いします。

○議長（又地信也君）　副町長。

○副町長（大野　泰君）　ただいまの新井田議員のご質問にお答えをいたします。

行政報告をいたしました8月17日の火災でございますが、札苅地区ということで、消防のほうで火災については、住民にお知らせをするという手続きを取っております。防災無線を使って。この際には、札苅地区のみを放送したということで、報告を受けております。

放送をかけた際に、札苅地区の2名のかたから「どこが火事ですか」という問い合わせが役場のほうにございました。役場でも承知をしてなかったものですから、消防に確認をして、札苅地区だということがわかったのですが、火災の放送については、役場にも消防が札苅地区だけを放送したとしても入るようにはなっております。ですので、火災があったということは、認識をしていたのですが、消防に確認をしながらお尋ねに答えていったと。

消防のほうの手続きからしますと、国道沿いということもあったものですから、交通渋滞を引き起こすということも考えながら、どの地区に放送するのが効果があるのかということで、考えたものというふうに思っております。

現にこの日は、国道が消火中については通行止めです。その後は、片側交互通行を行ったのですが、恵心園の入口のところまで車が止まっている、渋滞しているという状況が起こっておりますので、その地区によっては範囲を狭めた放送ということもあり得るということで、ご理解をいただきたいと思います。

また、泉沢の二乃岱地区につきましては、消防のほうから連絡はその後、報告はいただいております。消防としては、火災として届出しないと。火災という評価はしないということで、報告を受けておりますので。ということは、本部のほうにもお知らせをしていないという状況でございますので、きょう行政報告ということに至らなかったということで、ご理解をお願いいたします。

○議長（又地信也君）　副町長、質問者からはより消火・防火に対する啓蒙と言いますか、その辺のことも触れておりますので、今後についての防火に対する啓蒙等々に対しても答弁をいただきたいと思いますが。

副町長。

○副町長（大野　泰君）　火災の発生原因として、火を逃がすというのですか、そういったことも何度かございましたので、そういった点については、広報を通じてお知らせをしているというのと、春と秋の防火火災予防運動です。その際にも町内をパレードしながら、住民の皆さんに火災予防に努めていただくということで、啓発を行っておりますので、今後さらにそういった火災が発生したあとの処理ということでは、予防に十分努めていただくようなそんな防災無線の活用をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（又地信也君）　2番　新井田昭男君。

○2番（新井田昭男君）　大野副町長から説明をいただきましたけれども、火災当時の状況というのは私も理解できないわけでもないですし、まして今回は国道沿いということで、いろ

いろ交通に支障を来す部分に関しては、理解はしていますけれども、やはりそのあとの処理ですよね。いま言ったように今後、そういうことで対応していくということでしょうけれども、当時じゃなくてそのあとのフォローを住民の皆さんにやはり注意喚起をしていただくということが私は一番大事かなといつも思っていますし、また二乃岱に関しては、実際消防車が出ているにも関わらず、なんで本部にも連絡をしないのだろうと。何ともなかったからいいのだよねということだろうけれども、そんな問題なのかなとは思うのです。この辺もやはり被害がなかったからということではなくて、やはりこの辺もこういう部分がありましたから、住民の皆さん気を付けましょうねというぐらいのそういうやはり意識を持たせるための何らかの形を取っていただきたいですよね。要望としておきますけれども、今後やはりこういう事例があったら、きちんとした対応を行政に求めながら、取りあえず質問を終わりたいと思います。

○議長（又地信也君）　ほかに質疑ございませんか。

4番　竹田　努君。

○4番（竹田　努君）　いま副町長から答弁のあった、例えば国道沿いの火災。確かに、交通渋滞が起きうる可能性がある。今後やはり、国道沿いの火災の場合は、その地域しか防災無線を流さないというふうにも受け止めるのですけれども、やはりたまたま今回の火災は、母屋ではなくて倉庫というような部分だから、こういう措置を執ったのか。これ母屋であっても札苅地区しか防災無線を流さないという、これは消防の判断なのですか。それとも行政の防災担当と消防の担当との協議というか話し合いの中で、国道の場合はその地域だけというふうに限定しているのかどうなのかという部分について、何かちょっとしっくりしないのですよね。やはり火災の場合は、私は全町に防災無線を流すべきだ。そして、ただいまの例えば火災はどこどこ地区ですとか、どの辺ですというやはりそこまで流すべきだと思うのですよね。例えば、これ火災が母屋であれば親戚、あるいは知人がその地域にいるとすれば、やはり我々としても駆けつけるわけですよね。それが防災無線の警報がなければ何もわからず、鎮火してからそういう連絡を受けるという事態になりかねないというふうに思うのですよね。まずその辺町長、どうなのですか。町長としてやはり防災・火災を含めたこの防災無線の活用について、どういう見解を持っているか答えてください。

○議長（又地信也君）　副町長。

○副町長（大野　泰君）　ただいまの竹田議員のお尋ねにお答えします。町長からの見解は後ほどということで。

まず火災が発生した場合、どこの地区でサイレンを吹鳴させるかということについては、消防の判断でございます。役場のほうには、相談はございません。その火災の通報の状況です。それによって消防署のほうで判断をし、地域限定がいいのか全町に流すのがいいのかということで、瞬時の判断で決めている状況です。その際には、消防団員には通報がいくようなシステムになっております。本町地区であれば、第一分団のかたに全員に通報がいくシステムになっております。

また今回は、札苅地区ですので、第二分団の皆さんにお知らせがいき、そして団員がすぐに駆けつけてもらうと。これは、初期消火も含めてすぐに団員が対応できるというようなそういうシステムとなっております。

火災の状況が類焼です。隣等に移るですとかそういう大規模な火災になりそうな場合につ

いても消防署が判断をし、ほかの地区の団員へ町内全域の団員さんへ防災無線で知らせると。これは、個別受信機のほうに入るようになっていますので、全町に流れるのではなくて、団員さん個々の家の中にある個別受信機に通知が出ると、そして招集をかけると、こういうようなシステムになっております。

○議長（又地信也君）　町長。

○町長（大森伊佐緒君）　竹田議員のお尋ねは、防災無線で火災発生時には、全町に流すべきであると。これに対しての見解ということでございますが、いまご説明させていただきましたように、消防の判断となっておりますので、重要なことも竹田議員からご説明がありましたので、消防との協議を進めて、全町的に全てを流すのか。あるいはその火災の規模、あるいは場所など等によって、その必要性がないのか。これは、木古内消防と協議をしたいと思っております。

○議長（又地信也君）　ほかに。

3番　平野武志君。

○3番（平野武志君）　3番　平野です。

たったいま竹田議員の質問に対して、大森町長が「今後、消防のほうと協議をする」というお話を聞きましたので、私のほうからも意見をと言いますか要望を一つ述べさせていただきたいのですが、防災無線のあり方について、私も全町に流すべきだと考えます。ただ、先ほど副町長の言う見解としては、全町に流すと例えば国道なので、全然関係ない地域の人も言い方は悪いですけれども、野次馬で来たりとか余計な混乱を招くのじゃないのかというニュアンスも含まれていたと思うのです。防災無線で火事があったのをただ単に、場所を知らせるということで、「どこどこ地区の火災です」ということしかいま言っていないですよね。それが足りないと思うのです。それが知らせて安心させるのプラス、野次馬を誘発させるということにもつながっていると思うのです。ですので、防災無線というのは「どういうことがありましたので、皆さんどうしてください」というところまでの説明が必要だと思うのです。今回も北朝鮮のミサイルの問題で、Ｊアラートで「地下あるいは頑丈な建物に避難してください」という流れがありまして、じゃあ我々はどうすればいいのだという課題がありましたけれども、例えば今回でしたら国道沿いですので、札苅地区で火災がありましたが、必要な場合以外は通行を何時まで遠慮してくださいだとかそこまで丁寧な説明がいまの防災無線に必要だと思いますので、その辺も含めて消防署のほうと協議をしていただきたいと思います。いまの答弁はよろしいです。

○議長（又地信也君）　町長。

○町長（大森伊佐緒君）　十分、平野議員のお尋ねは、理解できます。より詳細な説明があるとなおわかりやすいと。しかし、消防業務はまず現地に駆けつけて、消火活動をするという舞台が飛び込んできます。その人達が一つひとつ詳細に、消防署に連絡をして、それを防災無線で流すということになりますと、多少の時間はかかると思います。まず、現地を知らせるというところが現在の仕組みかと思います。大事なことですので、これも含めて協議をさせていただきたいと思います。

○議長（又地信也君）　8番　鈴木慎也君。

○8番（鈴木慎也君）　8番　鈴木です。

いま竹田議員、平野議員の意見と同じように、全町は必要だと思うのですけれども、消防

との協議の中で、一つだけ追加でお願いしたい部分があります。火災は朝昼夜・深夜、いつ起こるかわかりません。それで、防災無線の範囲の調整の時に、放送する時間帯・深夜帯、夜寝ていらっしゃるかたもいますし、現場に近いかた、離れたかたがいると思いますので、消防との協議の時に、時間帯の放送するかしないか、そこも含めて一緒に協議をしていただきたいと思います。

○議長（又地信也君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君） 質疑がないようですので、以上をもちまして、行政報告を終了いたします。

一　般　質　問

○議長（又地信也君） 日程第7　一般質問。

これより一般質問を行います。

一般質問につきましては、お手元に配付の通告書の順によって行うことといたします。

はじめに、2番　新井田昭男君。

○2番（新井田昭男君） 2番　新井田昭男です。

一般質問をさせていただきます。質問は1問でございます。

新電力会社破綻に伴う北海道電力（株）との再契約についてでございます。

先般、新聞紙上に掲載された北海道電力（株）の公取委警告問題で、破綻した新電力会社「日本ロジテック協同組合」と契約した市町村や企業の中で、北海道電力（株）と再契約した自治体が479件に上ったことが判明しました。破綻した新電力会社「日本ロジテック協同組合」と契約していた市町村の中で、北海道電力（株）と再契約し割高な契約だったのは18町村です。しかし、北海道電力（株）に説明を求めるとしたのは上川管内比布町、後志管内余市町と当町の3町で「場合によっては返金請求も検討する」としたのは比布町のみでした。

このことに対しての当町の今後の対応と新電力会社を含む今後の電力契約の考え方について、町長の見解をお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（又地信也君） 町長。

○町長（大森伊佐緒君） 2番、新井田昭男議員のお尋ねにお答えいたします。

当町の国保病院、老健いさりびの二つの施設において、日本ロジテック協同組合の経営破綻により、北電と再契約をしたことにつきましては、平成28年第1回町議会定例会の予算委員会で、総務課長から説明をさせていただいておりますが、改めて当町の高圧電力に係る電気需給契約の概要をご説明したいと思います。

現在、当町にある高圧電力施設は、全てあわせますと11施設でございます。このうち産業会館、中央公民館、たかとり球場・学校給食センター・小学校・中学校・旧老健施設・浄水場・クリーンセンターの九つの施設は、王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社と需給契約を締結しており、残りの病院・老健の二つの施設は、北海道電力と需給契約を締結しております

今回の新聞報道では、新電力を導入した者が北電と再契約する際に、割高な料金プランで

契約させられている内容のようでございますが、当町におきましては、ロジテックに契約を切り替える前は、両施設とも北電と業務用ウィークエンド電力という料金プランで契約をしておりましたが、ロジテックから北電に再度契約し直す際には、業務用ウィークエンド電力ではなく、一般の業務用電力で再契約をしております。

このことについては当時、北電福島営業所と協議を行っておりますが、北電からは平成26年11月の電気料金値上げに伴い、多数の施設が新電力に移行したが、変更せずに引き続き北電と継続契約をしている事業所があることから、それらの事業所と料金の差別化を図る必要があると北電本社からの通達に基づいたものであると説明をしております。

当町では、公正取引委員会に問い合わせをしておりますが、「会社が提示している契約種別の範囲を超えた内容であれば違法性があるが、契約種別の範囲内で著しく料金が増加するのでなければ違法性があるとは言えない」とこのような見解でありました。

北電と再契約することにより、電気料金の増加が懸念されましたので、新電力の再導入についてを検討し、当町の九つの施設と契約している王子・伊藤忠エネクス電力販売との協議も進めましたが、二つの施設は電力使用量が多く負荷率が高いため、通常の新電力導入に伴う電気料金値下げのメリットが得られないこういう施設であることがわかり、新電力への移行を断念しております。

一方、北電からは、業務用ウィークエンド電力契約以外の業務用蓄熱調整契約、業務用空調システム契約、業務用電化厨房契約などのオプションについては、引き続き契約が可能であること。また、契約については1年単位で更新されるため、契約1年後には従前の業務用ウィークエンド電力で契約が可能であるとこのような説明を受けましたので、北電との再契約を行ったところでございます。

お尋ねの割高な料金プランによる返金請求につきましては、両施設の平成27年度と平成28年度の電気料金を比較しますと、病院は電気使用量の増加により電気料金が約90万円増加しております。また、老健は電気使用量の減少により電気料金が約74万円減少しておりますが、北電が設定した基本料金というものが変更になったことにより、全体での請求額は少なくなっているということになっております。

したがいまして、北電との業務用電力での再契約による割高な料金請求はなかったと判断をし、返金請求は行わないことにしております。

また、平成29年ことしの3月からは、この両施設とも従前の業務用ウィークエンド電力に契約を変更しておりますが、老健施設が来年度から特養施設に経営を移行する計画を進めておりますので、そのことも踏まえ、今後も北電と協議を行い、適切な料金プランの設定に努めてまいります。

次に、今後の電力契約につきましては、高圧電力に続き、低圧電力においても2016年4月から自由化となっており、道内外を問わず様々な業種の事業者が新電力として参入をしておりますので、その中からより安価で安定的に電力を供給できる事業者を選定し、電気料金の低減に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（又地信也君）　2番　新井田昭男君。

○2番（新井田昭男君）　いま町長のほうから縷々、ご説明いただきました。

まず、今回の説明の中で新聞紙上で書かれていたような我が町も不合理な契約によって、貴重ないわゆる税金が不合理な状況に使われているそんな状況。これ皆さん、新聞を見たら

ほとんどのかたがそういうふうな思いがあったのじゃないかと思うのです。そういうことでいまお聞きしたら、そういう不合理な契約でなかったということですので、それは非常に良かったと安堵しているところでございます。

いまお話をしたように、やはり今回の記事の中では、新聞のいわゆる情報の収集の中で、全体が同じような状況になっているというような捉え方も考えられるような状況の中で、やはり町民の皆さんもあるいは職員の皆さんもあるいはそうなのかもしれませんけれども、あの記事を見た段階では「そうなの」というふうに思ったと思うのです。特に住民の皆さんは、「我々の税金がこういう契約で不合理に使われているんだ」というふうなことが当然考えられるわけですよね。当然考えられますし、それが当たり前の話だと思うのです。

そういう中で、実はここをちょっと確認したいのですけれども、この記事が出たのは8月の20日前後だと思うのです。日にちまで確認をしてなかったですけれども。そういう中で、我が町として例えば常任委員会だとか、そういう部分があったのです。皆さん各議員が集まってそういう機会があったのだけれども、一向にこういう中間報告がないわけです、行政として。これだけの記事がどうして議員の皆さんにお話ができないのかなというそんな一つ思いがありました。こういう部分が不信感というか、行政としてお話ができない部分は何なのだろうというその部分がありましたものですから、これじゃあぜひ契約内容そういう部分も含めて、町の見解をお伺いしたいのだというまずそういう発想からきょうは質問とさせていただいたのです。きょうに至るまで報告できなかった経緯をちょっとわかる範囲で結構ですけれども、お話をいただけませんか。

○議長（又地信也君）　副町長。

○副町長（大野　泰君）　新電力導入につきましては、町長のほうからも説明がありましたとおり、2016年の北電の電気料金値上げに伴う町として少しでも安価で安定的に供給していただける民間事業者、新電力です。これに取り組むということで、常任委員会等でご説明をさせていただき、契約の手続きに至りました。その後、ロジテックが思いがけず破綻をすると。これは需要化、契約を多く取りすぎて自分のところで供給できる電力量を超えてしまって違約行為が発生をし、破綻に至っていると。こういった経過も28年の3月の予算委員会で説明をしながら、変更しますということで進めておりましたので、議員の皆さんにはある程度ご理解はいただいているだろうなとは思っていたのですが、8月21日の新聞での報道というのが、やはり我々としても重く受け止めなければならなかったのだろうなというふうに思っております。そのあとに31日には、常任委員会も開かれておりましたので、その際に丁寧に説明すべきだったなというふうなことで、いま反省をしておりますので今後、こういうような報道にすぐ敏感に反応しなければならないということでは全てがそうではないのですが、木古内町という名前も記事には載っておりましたので、その辺の受け止めをしっかりとしながら、これから常任委員会等で説明をしてまいりたいというふうに思っております。このように本会議場で失礼しました。一般質問という形で出していただいたということについては、お礼を申し上げながら我々の説明不足だったということも反省し、今後、常任委員会で取り組んでいきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（又地信也君）　2番　新井田昭男君。

○2番（新井田昭男君）　いま、大野副町長からお話をいただきました。私も別に行政の皆さんが一生懸命やっていることは当然認めていますし、ただ流れをやはりひとことあっても良

かったのかなとそんな思いがあったものですから、今回の一般質問をさせていただきました。

ご案内のとおり、やはり行政としても信頼力に対する取り組み方、そしてやはり安価での電気料含めた運営の仕方を一生懸命やられているというのは理解しています。ですから、それは今後も大いにやっていただきたいと思います。

ただ、いずれにしても今回の記事の中では、不合理な部分がなかったということは、改めまして安堵しているのですけれども、再三再四で申し訳ないですけれども、今後やはりこういう事例、案件があった場合は、先ほど大野副町長から言われたように、全部がそうでないのかもしれませんけれども、やはり行政として責任を果たすところをはたしていただくと。こういう部分を強く申し添えながら、一般質問を終えたいと思います。ありがとうございます。

○議長（又地信也君）　一般質問を続けます。

次に、8番　鈴木慎也君。

○8番（鈴木慎也君）　8番　鈴木慎也です。

一般質問をさせていただきます。

1. 函館江差自動車道木古内ＩＣ開通前の様々な環境整備についてです。

北海道新幹線が開業してから、早1年半が経過しようとしています。その成果として当町が、「まち交大賞」「まちづくり効果賞」と二つの素晴らしい賞を受賞しました。

しかし、未来の子ども達をはじめ、我が町木古内町を考えた時に、木古内駅周辺だけではなく、木古内町全体の活性化が必要です。

高規格道路は、我が町のさらなる発展に必要であると認識しておりますが、人の流れや車の流れが大きく変わり、地域に様々な影響をもたらすことをいまから考え、早急に環境を整える必要があります。

当町の新たな観光資源発見や商業活性化により、住民のさらなる生活向上につながると期待しており、過去に私が一般質問をした件も含め、下記6点について町長の見解を伺います。

①札苅、泉沢、釜谷の駅舎及び駅前道路舗装等の環境整備について、②登下校時の子ども達の安全をさらに向上させるため、時間による車両の制限や新たな通学路看板等の設置について、③年々増えてきている車中泊及び体験型観光資源としてのキャンプ場新設、④・⑤・⑥につきましては、過去に私が一般質問をした内容ですので、進捗状況をお願いいたします。

④国道228号「消波ブロック強化」対応策についての進捗状況、⑤木古内インター名の早期要望について現在の進捗状況、⑥みそぎ浜の信号機、横断歩道、歩道等さらなる環境整備について現在の進捗状況。以上です。

○議長（又地信也君）　町長。

○町長（大森伊佐緒君）　8番、鈴木慎也議員のお尋ねにお答えをいたします。

平成31年度開通予定の函館・江差自動車道の木古内インターに伴うお尋ねでございますが、はじめに道南いさりび鉄道株式会社が所有する札苅、泉沢、釜谷のそれぞれの駅舎につきましては、道南いさりび鉄道へ資産を譲渡する前に、ＪＲ北海道より必要な整備、修繕が行われておりますので、今後は会社が適切な維持管理を行い、引き続き利用すると理解をしております。

一方、駅前道路の舗装につきましては、土地所有者の道南いさりび鉄道にその必要性、手法などについて協議を申し入れたいと考えております。

次に、子ども達の交通安全についてのお尋ねでございますが、まず、時間による車両の制限につきましては、町内において実施される工事につきましては、国や道の道路管理者より、通学時間帯は大型車両等の運行を避けるようにと各業者へ依頼をし、子ども達の通学には十分配慮していると認識をしております。

次に、通学路への看板等の設置につきましては、現在の通学路は保護者から学校へ通学経路を提出していただき、通学路として認めておりますので、通学路は町内全域の広範囲にわたっております。

今後は、教育委員会が毎年開催をしております木古内町通学路安全推進会議におきまして、合同点検等を実施するなど、通学路看板設置について協議をしてまいりたいと考えております。

なお、本協議会は開発建設部・北海道・警察・小学校・中学校などが構成員となっておりますので、これまで以上に連携を図り、子ども達が安心して通学できる道路環境を整えてまいりたいと考えております。

次に、車中泊とキャンプ場の整備についてのお尋ねでございますが、道の駅が開業して以来、木古内町にキャンピングカーで訪れるかたが増加をしております。平成29年3月に道の駅西側駐車場をリニューアルし、キャンピングカー専用駐車スペース5台分も整備をしたところでございます。

あわせて、車中泊ユーザー向けの機能として、手洗い台を新たに設置し、道の駅のトイレまで行くことなく、近くで洗面することなどが可能となっております。

また、道の駅東側駐車場に車中泊をする利用者から、道の駅の24時間トイレでは顔を洗いづらいとこのような声を受け、平成29年7月、道の駅東側に新たに2台の洗面台を木古内公益振興社が設置したところでございます。

今後も、利用促進及び多くのかたに、快適に使用してもらうための利用方法等につきまして、周知をしてまいりたいと考えております。

次に、キャンプ場の整備につきましては、道内や管内でのキャンプ場整備状況を十分踏まえつつ、今後のキャンプ場市場の動向あるいは観光客ニーズ、これらを把握することが必要と考えておりますので、まずは地域資源を活用した観光地魅力創造事業の中で、今年度策定する観光振興計画において、協議、検討を行うことといたします。

次からは、過去に一般質問をいただいた点の現況でございます。

まず、国道228号の高波による越波時には、都度、北海道建設管理部を含め、状況確認を行っているところでございます。また、引き続き北海道に対し、海岸からの景観などに配慮した人工リーフの早期整備の要望を行ってまいります。

次に、木古内インターの名称につきましては、函館開発建設部では、道路を利用するかたの利便性を考慮し、その所在地を簡潔でわかりやすく示す必要があることから、インターチェンジの所在する市町村名を基本に、地元自治体との協議の上、決定するとの見解でございます。

今後、函館開発建設部との決定に向けた協議がはじまりますので、ただいま申し上げた要件を踏まえて、協議に臨むこととしております。

次に、みそぎ浜の信号機、横断歩道などの環境整備につきましては、まず信号機の新設では、道路の両側に歩道を設置するなどして、歩行者が安全に横断待ちができる場所を確保す

ることが必要条件であります。また、歩行者の横断が多いことや、交通事故が多発していることなど、設置の必要性が高い場所であるかどうかで、この実績で判断をされることになります。

道の駅、そして北海道新幹線の開業により、来町者も大幅に増え、歩行者も多く見受けられるようになり、みそぎ浜を訪れて横断するかたも増えている、このように認識しておりますが、現時点では設置の要件を満たしているとは言えないこと。また、国では、信号機を減らしていくという方針であることなどから、みそぎ浜への信号機設置は困難であると考えております。以上でございます。

○議長（又地信也君） 8番　鈴木慎也君。

○8番（鈴木慎也君） 多岐にわたり、わかりやすい答弁をいただきましたと私自身思っております。

まず、1のいさりび鉄道の駅舎及び道路舗装等の環境整備についてです。

町長おっしゃるとおり、札苅・泉沢の駅舎は割と綺麗で、中も様々な地域の木古内町でありましたり道南いさりび鉄道でしたり、いろんなポスターも貼ってあったりですとか、あと避難経路の必要なものも全部貼ってあって、確かに新しいなという部分で。ただ私、釜谷の駅舎です。本当に手作りで素晴らしいなと思っております。以前、ニュースにも取り上げられて、非常に温かい感じがする駅ですので、それぞれの札苅・泉沢・釜谷です。それぞれの特性をさらに磨いたり、強みを活かして、少しでもお客様に降りていただけるような工夫を行政と地域の皆さんとしていただければなと思っております。

あと、駅前の道路の舗装については、やはり大雨の時には砂利を含んだ水が流れてきたりですとか、あと冬の除雪の時も結構砂利が機械に挟まったりそういう現状もありますので、どうか前向きに駅前の舗装、環境整備を進めていただきたいと思います。

2番目の登下校時の子ども達の安全なのですけれども、今後、協議していくという前向きな答弁をいただいたのですけれども、基本的に現状としては、通学路でもあり道道で北海道新幹線の北口に行く、造っている2号線がありますけれども、非常に機能がたくさん求められる道路だというのは、私も理解した上での一般質問でした。

ただ、やはり生活道路の一部ではありますので、生活道路の安全性が高まらなければ通学路の安全も高まらないということで、子ども達にとって安全な道路環境は、本日たくさん傍聴をしていただいています高齢者のかた、そしてほかの障害者のかたにとっても安全な道路環境につながると私は思っていますので、ぜひとも道路というのはそれぞれの管理者がありましたりですとか、非常にハードルが高いものもあるのですが、手作りでも私は良いと思っております。例えば、子ども達と一緒にポスターを作ってもいいですし、様々な方法がありますので、何とかこちらも新幹線の駅に向かうお客さん、そして仕事、観光客のお客さんが学校がそばあるのだと。ドライバーがそういうふうにいまの現状では、やはりわかりずらい。ですので、わかるような方策を進めていっていただきたいなと思っております。

3番目のキャンプ場です。町長の答弁どおり確かに環境整備、手洗い場を作ったり整備は進んでいるのですけれども、こちら去年の平成28年7月からことしの6月まで、夜間トイレの利用者3万8,768人。夜間トイレというのは、夕方の6時から次の朝8時までなのです。延べ人数ですので、仮に延べ人数の1割が車中泊をしたとしても3,800人、1日10人以上いるということで、お盆の時期は1日450人。ゴールデンウィークは1,000人を超えた利用実績がありま

すので、いま整備されている内容で本当に足りるのかどうかも含めてもう一度検討してほしいなと思うのと、やはりキャンプ場は周りの状況をしっかりと踏まえて把握しなければならないと私もそのように思っております。何とか車中泊していたお客様が木古内の道の駅を利用してもらうかた、もちろんそれはそれでいいと思うのですけれども、やはりこれだけの利用者の数が多いというデータが出ておりますので、キャンプ場を造ってそこでいろいろご利用、料金をいただいてさらなる町の税収につながるとか、まだまだ検討の余地はあるのかなと思っております。

あと、1点確認なのですけれども、②の道道5号線。こちらの質問は、道路が拡張されることを一応視野に入れて、そのタイミングでやるべきだという部分の思いもあるのですけれども、進捗状況についてお教えいただきたいと思います。

あと、4・5・6の進捗状況については、また今後とも力強く要望していただければなと思っております。

○議長(又地信也君)　鈴木議員、2番の進捗状況というのはどんなことですか。

8番　鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君)　子ども達の道路を車両の制限とか通学路の看板を設置する中で、駅前道路です。そこが拡張されるという計画があるので、一応そのタイミングにあわせて私はやったほうがいいんじゃないかという質問でございます。その道路のほうの進捗状況を現時点でどれぐらい進んでいますよというのも教えていただければと思いますけれども。

○議長(又地信也君)　駅前の道路というのは、場所はどこになりますか。

8番　鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君)　役場前の道路です。

○議長(又地信也君)　町長。

○町長(大森伊佐緒君)　まず、道の駅の駐車場を利用される車でお出でになるかた、非常に多くなっておりまして、ご心配されているのは洗面所等が不足ではないかということのようでございますが、先ほど説明をしましたように、十分整えておりましたので、これは指定管理者のほうでもその判断をしておりますので、現段階では問題ないと思っております。

そして、5号線という使い方、あるいは中央通とか通学路とかという使い方をされていましたが、確か中央通に着手部分。旧ヤマゲンのところから下町のバイパスまでのところです。これについては、北海道建設部と協議が進んでおりまして、実証するということになっております。

○議長(又地信也君)　8番　鈴木慎也君の一般質問を終わります。

次に、5番　相澤　巧君。

○5番(相澤　巧君)　5番　相澤　巧です。

全公共施設の敷地内禁煙の実施について、一般質問を行いたいと思います。

喫煙や受動喫煙は、様々な病気の原因となり、青少年への影響もあるため、各公共施設で分煙や建物内禁煙、敷地内禁煙などの取り組みが行われております。

当町でも国保病院をはじめ、小・中学校、健康管理センターは敷地内禁煙、中央公民館、役場では建物内禁煙の処置がとられています。

愛煙家の皆さんについては、喫煙はリラックス効果やコミュニケーションのツールとして、大切なものと考えられていることは十分に承知しているところです。しかし、いま禁煙、受

動喫煙防止については、これについては時の流れであると思います。全公共施設の敷地内禁煙を行うべきと考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（又地信也君）　町長。

○町長（大森伊佐緒君）　5番、相澤　巧議員のお尋ねにお答えをいたします。

公共施設の敷地内禁煙の実施についてのお尋ねでございますが、厚生労働省では、受動喫煙防止対策に力を入れており、全国的に禁煙化が進んでいると認識をしております。

当町では、国保病院が敷地内全面禁煙となっておりますが、ほかの公共施設につきましても積極的に禁煙化を図るべきとの考えのもと、本年2月には庁舎内の衛生委員会において、健康管理センターは本年4月から、また、役場、公民館、スポーツセンターについては、来年の4月から敷地内全面禁煙とする方針を示しております。

お尋ねは、全ての公共施設とありますが、地域の会館等は、現在、使用者の自主性に任せていることや、管理人が常駐していないということから、全面禁煙を早急に行うことは困難であると認識しております。したがいまして、まずは主要施設でありますところの敷地内全面禁煙にする方向で禁煙化の流れをつくり、施設利用者の皆様に協力をお願いすることからはじめたいと考えております。以上です。

○議長（又地信也君）　5番　相澤　巧君。

○5番（相澤　巧君）　敷地内の全面禁煙を進めていただくということで、ありがたいことでございます。私の意見を続けさせていただきます。

喫煙の習慣がない人について、他人のはいた煙草の煙で自分の体に悪い影響を与えるということは、大変嫌なことです。過日の新聞報道等によれば、2015年の肺がんの死亡率が男女とも北海道が全国1位と発表されました。そして、その喫煙が肺がんの死亡率の高さの1位となっているという分析も載っております。このことが医療費にどの程度影響するのか、検討をするのはちょっと難しいところはありますが、どっちにしろ他府県よりも医療費が多くかかっているということは、間違いないところです。当町の肺がんの検診率・検診者を見ますと年々増加しておりまして、28年については前年の倍近くになっております。町民の方々も癌に対する関心が大きくなっていると考えられます。その中でも癌については、喫煙が肺がんの死亡率の高さの一因という分析結果もありますので、これを元に町内全施設を敷地内禁煙に持っていけるように指示していただければありがたいなと思います。

○議長（又地信也君）　再質問はいいのですけれども、答弁は必要ですか。

5番　相澤　巧君。

○5番（相澤　巧君）　答弁、お願いします。

○議長（又地信也君）　町長。

○町長（大森伊佐緒君）　先ほど、お答えしたとおりでございます。

ただ、全施設となりますと先ほど申し上げましたように、それぞれ地域の会館も含みますので、もしやられるのであれば相澤議員が所属している新道会館をまず全面禁煙するとこういったところからはじめてみて、その結果をまた参考にさせていただいて、普段管理人がいない施設でも十分それが可能だとか、そういった方向性が出せるかと思いますが、現時点では先ほど申し上げたとおりでございます。

○議長（又地信也君）　再質問はございますか。

5番　相澤　巧君。

○5番（相澤　巧君）　ありがとうございました。
○議長（又地信也君）　5番　相澤　巧君の一般質問が終わりましたので、ここで10分ほど休憩いたします。11時30分まで、暫時、休憩をいたします。

休憩　　午前11時19分
再開　　午前11時30分

○議長（又地信也君）　休憩を解き、会議を再開いたします。
一般質問を続けます。
4番　竹田　努君。
○4番（竹田　努君）　4番　竹田　努です。
交通安全対策について、一般質問をさせていただきます。
車社会の今日、交通安全対策は、切り離せない施策とこのように思っております。
新幹線関連工事が終了し、大型車輌は減少しているものの、新幹線木古内駅開業により、全体の車輌台数は逆に増加をしている状況ではないでしょうか。
そこで、「福祉都市きこない」高齢化率の高いマチとして、何らかの交通安全対策が必要であるとこのように思っております。
また、町長の交通の安心安全の思いが、ことし1月の新年交礼会での多くの町内会等への感謝状に表れているものと感じたところであります。「福祉都市きこない」にふさわしい高齢者に対する交通安全対策・施策、もう一つは交通安全啓発看板等の設置、この2点について、町長の考えを求めたいと思います。
○議長（又地信也君）　町長。
○町長（大森伊佐緒君）　4番、竹田　努議員のお尋ねにお答えをいたします。
はじめに、当町の交通安全対策につきましては、木古内町交通安全推進委員会において、関係機関、関係団体などとの協力をいただき、期別の交通安全運動、新入学児童への交通安全指導、ランドセルカバーの寄贈、さらには飲酒運転根絶に向けた啓発など、様々な活動を実施し、交通安全対策を行っているところでございます。
とりわけ高齢者に対する交通安全対策といたしましては、昨年開催されました老人クラブスポーツレク大会において、渡島地区交通安全推進協議会や健康管理センターと連携をして、夜光反射材を体験していただく機会として実演会を実施し、終了後には参加者の皆様に夜光反射材を配付する事業などを行っております。
今後も、高齢者のかたが参加する事業などの機会をとおし、健康管理センターや教育委員会などと連携を図り、高齢者の交通安全対策を強化するとともに、引き続き、関係団体と連携をした事業の推進を図り、本年7月19日に達成した木古内町の交通死亡事故ゼロ1,500日をさらに伸ばしていけるよう、努めてまいりたいと考えております。
次に、交通安全啓発看板等の設置についてでございますが、現在、町内には釜谷の御宮野パーキング付近から新道のパチンコセブン向かいまでの国道沿いに、交通安全関係団体などが設置する啓発看板が合計で8箇所ございます。よく転勤をしてきた警察官のかたから伺うのですが、木古内町に入って知内までの区間、いわゆる木古内署の管轄でございますが、「非常に交通安全の啓発看板が多い町ですね」と。転勤してまいりますから様々な自治体を経験

されていると思いますが、その警察官からはこのようなお話を聞く機会が非常に多いわけでございます。この数は、ほかの自治体と比べても8箇所というのは多いといっていいのではないかと思っております。

今後も、看板の状態を適時チェックをし、老朽化した看板は設置者に更新をお願いするなど、引き続き、交通安全の啓発に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（又地信也君） 4番　竹田　努君。

○4番（竹田　努君） いま町長から高齢者に対する交通安全の普及と言いますか、いろんな夜光反射材を活用したそういうものを訴えながらこうなっていると。

我が町は、歴史を振り返りますと53年前に交通安全宣言を昭和39年の9月に議会決議をしているとそういう交通安全に対する思いのある町であります。そして、平成11年には木古内町の交通安全条例を整備をしております。これらを含めても交通安全に対するいろんな思いがある町だという。この高齢者に対するやはり交通安全対策、これは高齢者を事故から守るという役割もあります。事故に遭わないため、どうすればいいのかと。それは先ほど町長が言った夜光反射材等の普及によって、できるだけ事故に遭わない手立て。やはりこれは町長、本当にどうしても必要でいま1人暮らしの高齢者のかたも増えてきているという実態からしますと、夜どうしても暗くなってから出かけなければないと。そういうかたに対してもっと夜光反射材のシールでなく、極端な話ベストだとかジャンパーと言いますかそういうものも考えてもいいのではないだろうかなというふうに思います。高齢者ばかりでなくて自分達もそうなのですが、以外と横断歩道のない道路を横断しているという実態が見られます。だから、看板との連動もしますけれども、ドライバーに対する呼びかけ看板。先ほどの同僚議員からもあったように、例えば看板であっても小・中学生から称号を募集して、それを看板にしてドライバーの皆さんとかと例えば訴えるようなそういうものも釜谷から新道までの間で、8箇所の啓発看板があるからそれで十分だということではなく、特に町内にはやはり尊い命が交通事故によって奪われた。その痕跡は残っている。札苅地区だとか釜谷地区には、それを地蔵さんと言いますかそういうものを祀って、過去のあれを二度と起こさないと。そういうものがあるわけですから、やはり木古内の町に入ったら交通安全宣言の町として、どういう謳い文句が良いのかというのをやはり福祉と言いますか「福祉と交通安全の町」だとかそういうものも事故死ゼロを目指していますだとか、木古内の町に入ったらすぐ目に付くようなことも考えていただきたいというふうに思っています。

それと、3月の予算委員会の中でもこの交通安全について若干、議論をさせていただきました。この中で、地域から要望があれば予算の範囲内で交通安全の資材等、旗とかそういうものを配付しますよと。私はそうではないと思うのです。やはり地域との連携・話し合いの中で、地域が必要だと思っている部分、なかなか「何をください」とは言いづらいのですよ。ですから町として、「今回、交通安全の街頭啓発の看板を何枚造りました。あなたの地区で何枚活用してください。」と逆に行政側から攻めるそういう運動の展開もこれからはやはり必要なのかなというふうに思っているところであります。ですから、もう少しやはりそういう部分に町長、もう少し予算をかけてもいいのかなという気がするものですから、その辺についてどうですか。

○議長（又地信也君） 町長。

○町長（大森伊佐緒君） 質問が多岐にわたっておりまして、まず夜光反射材ですが、私も

経験をしたのですが、役場から夜ちょうど民宿加藤のほうに出ようとした時に、左から車が来たのが見えたのです。これは、ライトが点いているから見えたのです。このライトの車が行ったら、次に右折しようと。ところが右折しようとして一歩前に出たら、そこに人影が二つあったと。ライトを点けてこっちにいますから、こういうライトでここに人がいると反射材等が点いていれば、ある程度の確認ができたはずなのです。こっちを見ているわけですから。それができなかったというのは、そのかたが反射材を点けているとヒヤッとすることもなかったのだろうというふうなことを感じました。そのまま家に向かっていたのですが、ちょうど警察通りに入っていったら、また左側に歩道から外れて車道に黒い人影が見えたのです。そのかたもやはり反射材というのは点けていなかった。同じ日にこの反射材が点けていたらどんなに良かったのかなと思ったことを二度経験したことがありますが、そのように反射材の必要性もありますし、これを衣類までに広げるということになりますとまたこれちょっと検討をしなければならなくなりますが、現段階では衣類まで広げるという考えは持っておりません。衣類に身に付けるもので反射材はたくさんありますので、同じような服をたくさん私でも、「私、あの人と同じ服嫌だわ」というかたもおりますので、ですからこれは現段階では行う予定はございません。

次に、看板の設置。確かに私がお会いした何人かの警察職員は、当町は看板が多いと先ほど申し上げたとおりでございますが、八つだから多いとかそういう問題ではないというご指摘でございますので、またこれを子どもからの標語などを使った、そしてまた町に入ってきて多くのかたに見ていただけるような場所に設置するということも大事なことでございますので、これは町が設置するだけではなくて、関係団体のかたにも協力することがあるかと思いますが、すぐできるかどうかはわかりません。これは、5万円・10万円でできるものではないと思います。したがいまして、予算のかかる事業でございますので、これも現段階ではすぐできるというお答えはできないかと思います。

また、お尋ねの中で福祉ということと交通安全を融合させたお尋ねがございましたが、まさにそのとおりでございまして、私どもも町民課だけが交通安全をやっているわけではなく、高齢者の皆様と一緒に触れ合う機会をもっている保健福祉課ですとか、あるいは教育委員会ですとか、様々な課が連携をして事業を進めておりますので、これも引き続きたくさんの事業ができて、高齢者のかたが1人でも多くのかたに参加していただいて、交通安全の意識をもっていただけるように、努めてまいりいたいと思います。

予算委員会でのお話がございましたが、町内会の皆様には必要な旗ですとか様々な交通安全グッズについて、「ぜひ必要なものはおっしゃってください」と「準備させていただきます」というのはいつもお話をさせていただいております。ひょっとしたら町内会によっては、遠慮しているところがあるのではないかとこのようにご心配されていることだと思うのですが、町内会によりましてはあまり交通量がなくて、また街頭啓発をするにも人手が足りないとか、様々な町内会がございますので、その皆さん方に無理してこちらから押しつけるということはあまりできないわけで、やはり自主的に町内会の皆さんから「こういうものが欲しい」と言っていただけるような我々がそういう環境を整備をしなければならないのだと思いますが、ぜひ皆様方にまたお願いをして、町のほうに請求していただくということを努めていきたいとおります。

○議長（又地信也君） 4番　竹田　努君。

○4番（竹田　努君）　だいぶ時間がなくなりましたので、町長、高齢者対策の中で免許の自主返納について、どういう考えを持っているか、まずお聞かせください。

それと、看板なり高齢者に対する交通安全の例えばジャンパーだとかそういうものは若干、予算もかかるわけでありますし、これは新年度へ向けて要検討していただけるかどうか、看板も含めてお願いします。

○議長（又地信也君）　町長。

○町長（大森伊佐緒君）　高齢者の皆さんが自主的に運転免許証を返納するということは、様々な報道機関で流されていますので、そういう時代なのだなと。それは、やはり長生きをしているというかたが多いので、それだけ運転する年齢も高齢化になっている。しかし、若い時と違って瞬時に動くという体ではなくなってきている。こういったことを考えますと、大変必要なことではないかと思っております。

それで、この件につきましては、必要性はあるとは思いますが、それぞれ自主的な判断ということになりますので、こちら行政サイドで強制的にできるものではないと思いますが、そのような全国的な状況を見ますと、交通事故防止という観点からは必要なことだと思いますし、私の母もちょうど80歳になった時に、「免許証をもう持たないから」と言ったので、すぐ車を私のところに持って行って、「これ、くれるから」と車をなくした経験があります。

○議長（又地信也君）　制限時間になりましたので、4番　竹田　努君の一般質問を終了いたします。

以上をもちまして、一般質問を終了いたします。

若干、時間が早いのですが、1時まで昼食のため、暫時、休憩をいたします。

休憩　　午前11時50分
再開　　午後 1時00分

承認第1号　専決処分の承認を求めることについて

○議長（又地信也君）　休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第8　承認第1号　専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（大野　泰君）　ただいま上程になりました、承認第1号　専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度木古内町一般会計補正予算（第3号）の専決処分を行い、歳入歳出予算の総額を39億9,584万3,000円とするものです。

補正の内容は、第47回全日本中学校バレーボール選手権大会出場に係る補正です。

それでは、歳出の詳細について説明いたします。

7ページをお開き願います。あわせて、議案説明資料　資料番号1の18ページから19ページをお開き願います。

10款　教育費、3項　中学校費、2目　教育振興費、8節　報償費　255万5,000円の増額に

つきまして、7月28日から30日に開催された、第47回北海道中学校バレーボール大会で、木古内中学校バレーボール部が準優勝し、北海道代表として、8月22日から宮崎県で開催の第47回全日本中学校バレーボール選手権大会に出場するための費用を追加するものです。資料番号1の18ページには、大会日程・積算内訳を、19ページには出場者の名簿を記載しております。

続きまして、歳入の説明をいたします。

6ページをお開き願います。

17款　繰入金　1項　基金繰入金、1目　財政調整基金繰入金　255万5,000円の追加は、このたびの補正に係る財源を財政調整基金から繰り入れるものです。

なお、北海道大会以降、臨時会開催の調整を行ったのですが、お盆・お祭りなど日程調整が困難であったことから、議長へ専決処分をお願いいたしました。

全国大会の結果につきましては、残念ながら予選リーグで2試合敗退となっております。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君)　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

4番　竹田　努君。

○4番(竹田　努君)　1点、資料18ページ、ここの宿泊費の単価が6,000円になっています。

これは、実費弁償ということの捉えでいいのかどうなのか、1点確認します。

○議長(又地信也君)　生涯学習課長。

○生涯学習課長(澁谷　勝君)　要綱で上限が6,000円ということでなっておりますので、6,000円ということで支出予算を計上しております。

○議長(又地信也君)　4番　竹田　努君。

○4番(竹田　努君)　要綱で6,000円ということは、今回のこの宮崎でのバレーの宿泊費については、6,000円ではないということですか。いくらの宿泊費ですか。

○議長(又地信也君)　生涯学習課長。

○生涯学習課長(澁谷　勝君)　9,800円ということで聞いております。

○議長(又地信也君)　4番　竹田　努君。

○4番(竹田　努君)　今回、この専決の予算ではなく、12日の議運の中で木古内町の少年スポーツ対象協議参加報償費の助成要綱、これが改正されたということでの資料をいただきました。

スポーツ少年団のこういう要綱を改正する、これもいいでしょう。ですけれども、実態にあわない9,800円の宿泊で、要綱の上限が6,000円、3,800円自己負担しなければない。せっかく町が助成して奨励しようとしているのに、そういう個人負担が出てくる。やはりその辺、担当というか教育委員会とすればどうですか。その辺の議論というのをしたのかどうなのか。

○議長(又地信也君)　生涯学習課長。

○生涯学習課長(澁谷　勝君)　実質、規定では6,000円となっておりますけれども、食事代が2食で1,000円、1,000円で2,000円で8,000円支出している格好になります。それでも差が生じますけれども、次年度以降に6,000円については、要綱を一部改正する中で、考えていきたいというふうに内部では考えております。

ただし、今年度につきましては、同じような形で支出している団体もありますので、今回

は要綱の一部改正の中では、宿泊費の6,000円については、据え置きということにいたしました。

（「休憩」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　暫時、休憩をいたします。

休憩　　午後1時07分
再開　　午後1時19分

○議長（又地信也君）　休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかに。

3番　平野武志君。

○3番（平野武志君）　3番　平野です。

いま竹田議員からの質疑の内容について、休憩の中で様々、町の考えを伺いました。

そこで、年度途中でこの規約を変えるわけにはいかず、次年度から変えるという町の考えを伺ったのですけれども、私はやはり木古内町は生徒・児童に対して、そのようなスポーツやいろいろな分野で頑張った子達に100％、補助するという町の考えであります。

ただ、いま実績を見ると残念なことに100％じゃないのですね、実質。教育長が先ほど休憩の中で話したとおり、これまではこの規約の6,000円で間に合っていると。この年度の最初に遡った時に、6,000円を超えたところがどれだけあるのかはちょっと調べないとわからないと思うのですけれども、今回は全国大会に出たということで、3,800円も宿泊代がプラスされたという特別な例だと思うのです。ですので、年度途中であってもこんなに負担させるわけにはいかないということでルールを変えて、ましてや年度当初まで遡って、その分も足りていたのであればそれで済みます、足りなかったのであれば何百円であっても町は100％補助しますという考えをするべきだと思います、私は。

前回の定例会の旅費規程ありましたよね。町の職員が出張に行く際に、ホテル代が高くなって足りないと。実績はどうなのですかというところ、実績を調べてなく、おそらく3割ぐらいの人が足りないという理由の中、旅費の改定が行われました。それから考えても児童・生徒、今回は3,800円足りないという実績がある中で、この実績を見て何で変えられないのですか。変えるべきだと思います。考えをお聞かせください。年度途中であっても。

○議長（又地信也君）　答弁を求めます。

教育長。

○教育長（野村広章君）　まずは、いま平野議員のほうからお話のあった3,800円の差額ですけれども、これ先ほどから言っていますけれども、素泊まりが6,000円で、それから朝食・夕食が付きまして8,000円ということです。ですから、1,800円の差額というようなことになっています。

私のいままでことしの4月からの実績から言うと、ほぼこの限度額の中では足りているというような認識をしているところでございまして、この全国大会。先ほど言いましたように、繁忙期というようなこともあって、ちょっと認識不足だったのですけれども、このような金額が出てきたということで、規定の範囲内の中でお願いしたというようなところでございます。

これについては、改善しなきゃいけないというふうな基本的な考えを持っておりますが、役場財政当局と今後また検討しながら協議しながら、私どもは来年に向けて検討していくというような考えでいるところでございます。

○議長(又地信也君)　3番　平野武志君。

○3番(平野武志君)　繰り返しになりますが、ただいまの答弁では来年からということですが、納得いきません。いま計算しても1,800円ということで、掛ける14名掛ける5泊ということで、12万6,000円程度の金額ですね。この実績に基づいて、何で変えられないのです。先ほど不公平が生じると言いましたが、不公平が生じないように遡って実績を調べればいいわけであって、教育長が言うように、おそらくこれまでは6,000円で間に合っていると。今回が特別な例なのです。1,800円足りないという事実もわかっているのですよ。これ再度協議していただきたいです。当然ながら、財政部局と話し合わなければないと思いますので、教育長のいまのひとことで、「はい」と言える答弁がいただけるのかどうなのかわかりませんけれども、来年度から変えるという話に対しては、答弁に対しては、納得いきません。いますぐ変えるべきです。差額をきちんと補助してあげるべきです。以上です。

○議長(又地信也君)　暫時、休憩をいたします。

休憩　　午後1時25分
再開　　午後1時30分

○議長(又地信也君)　休憩を解き、会議を再開いたします。

副町長。

○副町長(大野　泰君)　ただいまは、町のほうで持っている要綱を超える宿泊費ということで報告申し上げましたが、実績を調べましたところ、予算の範囲内での宮崎での宿泊ということになっておりますので、議論自体が存在しないということで、ご理解ください。

○議長(又地信也君)　暫時、休憩をいたします。

休憩　　午後1時31分
再開　　午後1時35分

○議長(又地信也君)　休憩を解き、会議を再開いたします。

先ほど生涯学習課長のほうから、9,800円の部分がありましたので、この辺をいま休憩中にいろいろ議論がありましたけれども、9,800円の部分での訂正発言をお願いいたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長(澁谷　勝)　先ほどの訂正させていただきます。

1泊2食付きで、1人8,000円でございます。以上です。

○議長(又地信也君)　訂正がありました。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君)　質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

承認第1号　専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　異議なしと認め、本案については原案のとおり承認されました。

報告第1号　健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（又地信也君）　日程第9　報告第1号　健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（大野　泰君）　ただいま上程になりました、報告第1号　健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりご報告申し上げます。

お手元に配付しております、議案の後ろのほうにあります、別紙監査委員意見書の19ページから20ページまでをあわせてご覧いただきたいと思います。

はじめに、当町における実質赤字比率と連結実質赤字比率は、赤字額が生じていないことから、比率は算出されておりません。

次に、実質公債費比率は6.9％で、前年度より0.5ポイントの増となっており、早期健全化基準の25％を大きく下回っております。

次に、将来負担比率は101.2％で、前年度より11.7ポイントの増となっており、早期健全化基準の350％を大きく下回っております。

将来負担比率が前年度から大幅に増加した要因としましては、将来負担となる平成28年度末の町債未償還残高が1億9,000万円程度増加したこと、及び将来負担に対応するための財源である普通交付税・臨時財政対策債が平成27年度国勢調査の数値が反映されたことにより、7,800万円程度減少したことが主な要因となります。

また、平成28年度につきましては、特定目的基金である企業振興促進基金2億円を造成したことなどにより、将来負担に充当可能な基金（財政調整基金、減債基金など）残高が減少したことも将来負担比率増加の一因となっています。

今後の増減見込としましては､新幹線関連工事等の大型事業が概ね終了していることから、数値の増加要因となる町債の借入が減少し、平成29年度以降は横ばい、若しくは減少傾向に推移するものと見込んでおります。

次に、資金不足比率につきましては、対象となります水道事業会計、国民健康保険病院事業会計、介護老人保健施設事業会計及び下水道事業特別会計の4会計とも、前年度と同様に

資金不足額が生じていないことから、比率は算出されておりません。

平成28年度決算における当町の各比率は、いずれも健全段階に位置付けられる算定内容となっておりますが、自主財源が少なく、地方交付税に大きく依存している脆弱な財政構造であることから、引き続き計画的で効率的な財政運営を推進し、各比率の抑制に努めてまいります。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率についてのご報告といたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君)　報告が終わりました。質疑があればこれを許します。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君)　ないようですので、以上をもちまして報告を終了いたします。

議案第1号　平成29年度木古内町一般会計補正予算(第4号)
議案第2号　平成29年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議案第6号　平成29年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(又地信也君)　日程第10　議案第1号　平成29年度木古内町一般会計補正予算（第4号)、日程第11　議案第2号　平成29年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号)、日程第12　議案第6号　平成29年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野　泰君)　ただいま一括して上程となりました、議案第1号　平成29年度木古内町一般会計補正予算（第4号)、議案第2号　平成29年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び、議案第6号　平成29年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

最初に、議案第1号から説明いたします。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ181万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を39億9,403万2,000円とするものです。

補正の主な内容ですが、4ページの第4表「地方債補正」は、このたびの補正事業費による起債額の変更となっております。起債の目的の1項目目の、臨時財政対策債として1,360万円の減額、6項目目の橋梁整備事業債として170万円を追加し、補正後の限度額を4億5,940万円とするものです。

歳出の主な補正内容ですが、2款　総務費は、総合行政システム等改修委託料及び企業誘致用地購入費の追加補正と、渡島・檜山地方税滞納整理機構負担金の減額です。

3款　民生費は、放課後児童健全育成事業に係る駐車場用地購入費の追加補正です。

4款　衛生費は、渡島西部広域事務組合負担金の減額です。

6款　農林水産業費は、海岸農地保全対策事業団体に係る負担金と、全道乳牛共進会参加

報償費の追加補正です。

8款　土木費は、非常勤職員退職に伴う減額と、その職員により直営で行っていた除排雪事業を委託することによる増額、及び橋梁長寿命化事業の確定見込みによる減額と下水道事業の減額です。

9款　消防費は、渡島西部広域事務組合負担金の追加補正です。

10款　教育費は、北海道小学校バンドフェスティバル等の参加報償費の追加、及び中学校の暖房用ボイラーの修繕費用の追加補正です。

13款　諸支出金は、町税等還付金の追加補正です。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

次に、議案第2号を説明いたします。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,579万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億4,272万8,000円とするものです。

補正の主な内容は、平成28年度決算により繰越金を補正するものです。

それでは、補正の内容につきまして、歳出からご説明いたします。

7ページをお開き願います。

1款　総務費、2項　徴税費、1目　賦課徴収費、19節　負担金補助及び交付金　116万円は、渡島・檜山地方税滞納整理機構に移管する本年度の税額が確定し、国民健康保険税の占める割合が約67.5％となりましたので、機構に対する負担金の総額　171万8,000円にこの割合を乗じた額を、国保会計からの負担分として追加補正するものです

8ページをお開き願います。

3款・1項　後期高齢者支援金等、1目　後期高齢者支援金、19節　負担金補助及び交付金　19万7,000円は、後期高齢者支援金の確定により、減額補正するものです。

9ページをお開き願います。

4款・1項　前期高齢者納付金等、1目　前期高齢者納付金、19節　負担金補助及び交付金　3,000円は、前期高齢者納付金の確定により、不足分を追加補正するものです。

10ページをお開き願います。

6款・1項・1目　介護納付金、19節　負担金補助及び交付金　27万8,000円の減額は、介護納付金の確定により、減額補正するものです。

11ページをお開き願います。

10款　諸支出金、1項　償還金及び還付加算金、3目　償還金、23節　償還金利子及び割引料　387万8,000円は、平成28年度療養給付費等負担金、特定健診負担金及び療養給付費交付金の確定により、償還金を追加補正するものです。

12ページをお開き願います。

11款・1項・1目・節　予備費　5,122万9,000円は、平成28年度繰越金のうち、ただいまの追加補正及び減額補正を差し引きした額を予備費として追加補正するものです。

次に、歳入のご説明をします。

6ページをお開き願います。

9款・1項・1目・1節　繰越金　5,579万5,000円は、平成28年度決算による追加補正です。
以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

次に、議案第6号を説明いたします。
1ページをお開き願います。
歳入歳出予算の総額を、2億1,079万7,000円とするものです。
補正の主な内容は、平成28年度決算により繰越金を補正するものです。
4ページをお開き願います。
第2表「地方債補正」は、このたびの補正に係る起債額の変更で、5,420万円から100万円を減額し、5,320万円とするものです。
それでは、歳出についてご説明申し上げます。
8ページをお開き願います。
3款・1項　公債費、1目　元金ですが、これは下水道事業資本費平準化債の減額に伴う財源振替です。
次に、歳入についてご説明します
7ページをお開き願います。
4款・1項　繰入金、1目　他会計繰入金、1節　一般会計繰入金　6,000円の減額は、歳入の調整を一般会計からの繰入金で行うものです。
5款・1項・1目・1節　繰越金　100万6,000円の追加補正は、平成28年度決算に伴う繰越金の追加です。
7款・1項　町債、1目・1節　下水道事業債　100万円の減額は、繰越金による増額分の一部を下水道事業資本費平準化債から減額するものです。
以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。
○議長（又地信也君）　議案第1号の詳細説明をお願いいたします。
総務課長。
○総務課長（若山　忍君）　総務課　若山です。
議案第1号の詳細につきまして、ご説明いたします。
はじめに、歳出より説明を行います。
9ページをお開き願います。
2款　総務費、1項　総務管理費、1目　一般管理費、13節　委託料　336万3,000円の追加は、社会保障・税番号制度に係る総合行政システム等改修委託料です。本制度につきましては、本年7月から自治体間の情報連携が開始されておりますが、このたび国から、システムの仕様について変更及び機能追加の指示があったため、必要な改修を行うものです。後ほど歳入で説明いたしますが、事業費の約7割・243万3,000円が補助金として交付される予定です。
6目　新幹線推進費、11節　需用費　5,000円、及び17節　公有財産購入費　580万円の追加は、企業誘致に係る用地購入費用です。資料番号1　議案説明資料の1ページに、取得予定地の箇所・面積等を記載しておりますので、ご参照願います。
10ページをお開き願います。
2項　徴税費、1目　税務総務費、19節　負担金補助及び交付金　116万円は、渡島・檜山

地方税滞納整理機構に対する国保会計負担分が確定したことから、国保会計分を減額補正するものです。

2目　賦課徴収費は、滞納整理機構負担金を減額したことによる、特定財源の充当科目変更に伴う財源振替です。

11ページをお開き願います。

3款　民生費、2項　児童福祉費、3目　児童福祉施設費、11節　需用費　5,000円、13節　委託料　54万円、及び17節　公有財産購入費　650万円の追加は、学童保育事業に係る用地購入費用です。本年4月からスタートした学童保育事業では、児童の迎えの際、保護者に直接施設の玄関まで来ていただいておりますが、施設に駐車場がないため、児童の安全確保に支障をきたしております。事故を未然に防ぐためにも、この隣接地を取得し、駐車場用地とするものです。資料の2ページに、取得予定地の面積等を記載しておりますので、ご参照願います。

次に、12ページをお開き願います。

4款　衛生費、2項　清掃費、1目　清掃総務費、19節　負担金補助及び交付金　563万3,000円の減額は、渡島西部広域事務組合負担金の各町按分率変更、及び公債費にかかる地方交付税の確定に伴う減額です。

次に、13ページをお開き願います。

6款　農林水産業費、1項　農業費、3目　農業総務費、19節　負担金補助及び交付金　1万3,000円は、北海道海岸農地保全対策事業促進協会の通常総会が本年7月13日に行われ、各市町村の負担金が確定したことによる追加補正です。資料の3ページに、この協会の概要、負担金内容等を記載しておりますので、ご参照願います。

5目　畜産業費、8節　報償費　3万円の追加は、本年8月23日に八雲町で開催されました、第63回道南畜産共進会乳用牛の部において、当町の生産者3名が出陳した7頭の乳牛のうち、1頭が未経産部門第5部において1等1席を受賞し、9月23日から安平町で開催される全道共進会へ出陳することとなったことから、報償費を補正するものです。資料の4ページに、全道共進会の大会概要、出陳牛等を記載しておりますので、ご参照願います。

次に、14ページをお開き願います。

7款・1項　商工費、3目　観光振興費は、駅前通からみそぎ浜にかけての観光スポット看板設置事業が、北海道観光振興機構の地域観光振興事業として交付決定されたことに伴い、財源振替を行うものです。

次に、15ページをお開き願います。

8款　土木費、2項　道路橋梁費、1目　道路維持費、4節　共済費　34万6,000円、及び7節　賃金　241万2,000円の減額は、建設水道課で道路維持作業等に従事しておりました非常勤職員が、本年7月末で退職したことに伴い、減額するものです。

13節　委託料　338万4,000円の追加は、退職した非常勤職員が行っていた、直営分の除排雪を委託するために必要な経費で、ここ数年の稼働日数及び稼働時間から想定される費用を補正するものです。

15節　工事請負費　1,572万8,000円の減額は、現在行っている橋梁長寿命化事業の戊申橋補修工事並びに吉堀橋補修工事に係る国庫補助金の内示額が示されたことに伴い、今年度の事業費を調整し減額するものです。資料の5ページから6ページに、補修工事の内容を記載し

ておりますので、ご参照願います。

次に、16ページをお開き願います。

4項　都市計画費、1目　都市計画総務費、28節　繰出金　6,000円の減額は、下水道事業特別会計補正予算に伴う繰出金の調整となっています。

次に、17ページをお開き願います。

9款・1項・1目　消防費、19節　負担金補助及び交付金　110万1,000円の追加は、渡島西部広域事務組合負担金の補正で、按分率の変更及び共済費率確定等による増額です。

次に、18ページをお開き願います。

10款　教育費、2項　小学校費、2目　教育振興費、8節　報償費　26万3,000円は、木古内小学校吹奏楽部が、7月30日に行われた第36回全日本小学校バンドフェスティバル北海道支部大会函館地区予選において金賞を受賞し、函館地区吹奏楽連盟より推薦を受け、9月22日から9月23日に苫小牧市において開催される、第36回北海道小学校バンドフェスティバルに参加することとなったため、不足する費用を補正するものです。資料の7ページに、参加者の名簿、8ページに参加に要する費用、及び今後の執行予定等を踏まえた補正額の内訳を記載しておりますので、ご参照願います。

次に、19ページをお開き願います。

3項　中学校費、1目　学校管理費、11節　需用費　85万3,000円の追加は、本年3月に暖房ボイラー2台のうち1台が故障し、これまで1台で運用してきましたが、これから冬季を迎えるにあたり、冬季間適切な室内温度管理を維持するためには、2台のボイラーが必要となるため、故障した1台を補修するものです。修繕内容は、暖房ボイラーマイコン装置の取り替えや真空ポンプの取り替え修繕等となっております。

次に、20ページをお開き願います。

13款　諸支出金、1項　還付金、1目　過誤納還付金、23節　償還金利子及び割引料　161万7,000円の追加は、法人町民税の予定納税に係る還付金が多く発生したこと等により、今後の還付に対応するために追加補正するものです。

次に、歳入について説明させていただきます。

7ページをお開き願います。

1款　町税、2項・1目　固定資産税、1節　現年課税分　8,018万2,000円は、平成28年3月に開業した北海道新幹線に関して、渡島総合振興局を通じ、地方税法第389条第1項の規定に基づく北海道知事及び総務大臣による償却資産の配分価格が決定したことを受け、固定資産税を追加補正するものです。

9款・1項・1目・1節　地方交付税　1,220万6,000円は、普通交付税交付決定に伴う減額補正です。

13款　国庫支出金、2項　国庫補助金、1目・1節　総務費補助金　243万3,000円の追加は、社会保障・税番号システム整備費補助金で、歳出で説明しましたとおり、事業費の約7割を見込んでおります。

4目　土木費補助金、2節　道路改良費交付金　1,760万7,000円の減額は、橋梁長寿命化事業において、今年度の交付金額が示されたことにより、当初予算計上の交付金額を内示額にあわせるために減額するものです。

7ページから8ページにかけて、お開き願います。

17款　繰入金、1項　基金繰入金、1目・1節　財政調整基金繰入金　4,456万8,000円の減額は、このたびの補正に伴う財源調整となっております。

8ページです。

18款・1項・1目・1節　繰越金　135万5,000円の追加は、28年度決算の確定によるものです。

19款　諸収入、5項・1目・3節　雑入　50万円の追加は、北海道観光振興機構助成金で歳出で説明いたしました、観光スポット看板設置事業がこの助成金の対象となったことによる追加補正です。

20款・1項　町債、3目　土木債、2節　橋梁整備事業債　170万円の追加は、橋梁長寿命化事業に係る国庫補助金の減に伴う増額です。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（又地信也君）　提案理由の説明が終わりました。多岐にわたっておりますので、休憩をいたします。2時20分まで、休憩いたします。

休憩　　午後2時04分
再開　　午後2時18分

○議長（又地信也君）　休憩を解き、会議を再開いたします。

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

4番　竹田　努君。

○4番（竹田　努君）　一般会計の15ページ、1点目は工事請負費で戊申橋。これ減額になっておりますけれども、先ほどの説明の中で国庫補助の確定による、そして歳入の中では内示額にあわせたというそういう説明があったのだけれども、これ戊申橋まだ工事をやっていますよね。その中で私が心配するのは、予算委員会等でも戊申橋の議論をさせていただきました。これいま工事をやっている中で、このあと設計変更等が出てこないのかなという最終的に工事が確定した段階で、減額すべきじゃないのかなという気がするのですよ。そこが1点。

それと、非常勤職員がいままで直営でやっていた部分が、途中で退職というか辞めた部分がこの賃金の減額、委託料の追加になっていると思うのです。この辺の直営と委託の委託にして良かった、直営でいればこうだという部分が。ただ、これ賃金等については年度途中の金額ですから、必ずしもここでの差し引きの100万円の差ではないと思うのですよね。ですから、総体的にこういう部分、いままで非常勤より委託のほうがこうだから委託に切り替えたというそういうストーリーになるのかなというふうに思うのですけれども、その辺はどうですか。どういうどのくらいのメリットが出てくるだとか、そういう部分というのは押さえていますか。もし押さえているとすれば、ちょっと。

○議長（又地信也君）　建設水道課長。

○建設水道課長（構口　学君）　まず、橋梁に伴う工事費の関係についてですが、まず内示額についてこの金額だったということで、今回減額しております。

支出するほうの工事金額でございますが、竹田議員がご心配なされるように、設計変更もいまの段階では考えられます。そういったことから、設計変更が考えられる分を残した状態

で、予算のほうは取っております。

主な工事の内容としましては、戊申橋に関しては、一応今年度で終了することで考えております。それはまずどういうことかと申しますと、橋梁に関しては5年間に1回、点検を行うということで法律で決められております。今回は、戊申橋に関しては、次の5年目の点検の時に、また改めて点検をして、その中で次の補修をどうするかということを再度検討していきます。

そういった中で、内示が今回6割程度ということで少なかったのですが、この事業に関しては国の予算等もあるということで、補助率が年々悪くなったということもございます。そういった意味でまず橋に関しては、そういったことで内示額にあわせて、なお且つ予算も確保しながら進めていくということで、進めております。

次に、非常勤の賃金と委託料に関わるところでございますが、まず賃金に関しては現実として、この賃金の支出の必要性がなくなったということになります。

その賃金の予算の振り替えという意味で、現実問題として除雪を直営でやっていた部分に関して、やる人がいなくなったということで、その部分は委託のほうに回して、今年度については委託で行っていきたいと。

竹田議員がご心配をなさるように、新年度のことにもなると思うのですが、まずいま原課のほうで考えていることでございますが、単純な非常勤の仕事というものに関しては、経験的な仕事であるという中で、単年度の非常勤を雇いながらということも考えることはあると思うのですが、やはり効率的な除雪なり維持作業をやっていく上では、全面的に将来的に委託に含めて、各業者さんと協力しながら長い年月の中のスパンを考えて、災害等の迅速的な対応等も含めた中で、そういった意味でトータル的にこの部分に関しては、全面委託するというような考えで、いま現在は考えております。

○議長（又地信也君） 4番　竹田　努君。

○4番（竹田　努君） まず、戊申橋の件ですけれども、このあと施工していく中で、設計変更も考えられると。その分は予算は残した。それであれば、確定してから減額すべきではないですか。ただ、補助金の内示があった部分だけを何か減額したというふうに聞こえるのですけれども、本来であれば工事費の場合、入札執行残だとかそういう部分での減額補正といままでそういう形で出てきていたのですけれども、何かちょっとしっくりしない部分があるのです。なぜ設計変更を見込んで、残を残さなければないのかということがどういうことを設計変更で考えているのかという部分も含めて。

確かに、もう一つの委託と賃金の関係ですけれども、私はこの途中で非常勤職員が退職したということは、わかります。町とすれば、タイヤショベルをレンタルしながらこれまでの議論の中では、災害時等があった場合でも、すぐ対応できるという部分で、タイヤショベルのレンタルまで予算化し、そしてこの非常勤の職員で対応してきた。そこをきちんとやはり分析した上で、これからは除雪だけではないのですよね。災害時だとかいろんな場面が考えられる。私は、機械センターのそばに住んでいるからよく見るのだけれども、タイヤショベル結構夏場でも稼働しているのですよ。砂利運搬だとか含めて、そういうこと等もきちんとやはり整理した上で、全面機械施工の部分については、全面委託するのだということにならないと。途中でこの非常勤職員が退職した時点で公募したのですか。再度、公募をしても集まらなかった。だから、最終的に委託に持っていったというふうにならないと、いままで行

政側の主張してきたタイヤショベルのレンタル然り、この賃金だって必要だってことで、我々も認めてきたのですよ。何かそこがしっくりしないのですよね。数字の上では、たぶん委託の330万円のほうが安上がりだとは思うのです。タイヤショベルのレンタル含めて、1年間の非常勤の賃金とあわせたもので比較すれば。ただ、必ずしも金額ではないと思うのです。やはり行政の機敏さ、即対応できるという体制をいままで取っていたのが、今度はできなくなるわけだから。その辺はどうなのですか。

○議長（又地信也君）　建設水道課長。

○建設水道課長（構口　学君）　まず、設計変更の予算についてでございますが、ご指摘のように事業が終わってからでよろしいのではないかということがございました。

しかしながら、この事業に関しては、28年3月の定例会でも竹田議員のほうに説明を申し上げましたが、その時に竹田議員のほうから、その時点で減額するということもやり方としてあるのじゃないかということがございました。

そういった中で、今回はまず内示額が示された、それによって工事費の金額によって発注できるということになりました。それに伴って、最低限必要であるというまず工事費、それをはじきました。その中で、考えられる設計変更の部分も考慮した上で、今回この補正予算としております。

次に、タイヤショベルの必要性というかそのことに関してなのですが、内部のほうでもタイヤショベルの使用方法ということについては当然、議論をいたしました。

ちょっとお金的な話になるのですが、いまの非常勤の賃金でいきますと、以前の非常勤の者は40代中間の者でございました。その年代というのは、家庭でいうとそれなりに収入がなければいけないような世代という年代で、はたして公募したことによって、その年代の人が来てくれるかどうかということも内部のほうでしました。仮に来たとした場合に、その金額で生活ができるかどうかということも内部のほうで話をしました。次に、例えば60歳以上の定年したかたが再度、来たとします。その時に次に、私ども現場的な技術の継承ということでよく言いますが、例えば2・3年なりでまた退職してもらうと、また次の技術継承をしていかないといけないと。そういったデメリットもあるということで、トータル的にこの部分に関しては、まず全面委託で考えていきたいということで、私のほうでまず考えて今回こういった形でなっております。以上です。

○議長（又地信也君）　建設水道課長、有事の場合という話も竹田議員のほうから出ていました。その辺の絡みはどうなっていますか。

建設水道課長。

○建設水道課長（構口　学君）　申し訳ございません。有事に対する件でのタイヤショベルの必要性ということで、その部分に対してタイヤショベルをまず確保して予算計上して、いま置いております。

迅速的な対応ということであれば、地域に地理的な部分での精通という意味が大変私ども現場を預かる課としては、必要だということで考えております。

今回、非常勤の者が退職したことによって、そういった地理的な部分のまた先ほどの言葉とちょっとかぶるのですが、これも私どもは技術の継承だと思っております。

そういった意味で、町内業者さんにお願いすることで当然、町内の業者でありますから町内の地域性ということは、十分認識しているということで、そういった意味ではいままでみ

たいな直な動きにはならないのですが、一度その間接的な業者へのお願いという形にはなると思うのですが、そういった形で有事のほうの対応に関しては、できると考えております。

○議長（又地信也君） ほかに。

総務課長。

○総務課長（若山　忍君） 先ほど、まだ工事中であとでもいいのではというお話もいただいた中で、今回説明したとおり、補助金のほうの内示が決定したことに伴って、とは言って事業費の中の財源としては、今回4ページのほうにも記載してありますとおり、橋梁整備事業債の事業費を170万円多くしています。これは、今度の起債の申請、あるいは検査等を含めて、予算上も体裁を整えるということで、今回補正させていただいた次第です。

○議長（又地信也君） ほかに。

4番　竹田　努君。

○4番（竹田　努君） 賃金と委託料の部分です。内部協議の中で、賃金を雇用の募集をかけてもなかなか人材がいないのではないか、また中堅でなければだめだとかとそういう議論というのはなるのですか。オペレーター、やはり重機の運転に精通していれば20代のかたでも私はいいのではないのかなというふうに思うのですよね。そういうふうに決めつけて、だから公募もしません、委託一本でいきましょうと。

それとやはり、賃金で雇った場合に有事の際等の地域性というか地域を把握していないように何か聞こえてきたのですけれども、そうではなくその辺はもし賃金、雇用をして対応するというふうになれば、きちんとそういう指導なりすれば、そういう問題というのは発生しないのではないのかなと思うのです。

ですから、どうも賃金を止めた賃金体系、中途退職したことによって止めた、そのあとのフォローもやはり議論をきちんと再公募をしてあれするというのが一番ベターだとすればそうすべきだろうと思うのですよね。ただやはり、それが上のほうからそれは委託にしなきゃだめだという指示があってやったのなら、やったと言ってほしいのですよね。内部で協議したら賃金でまず公募すべきではないの。私はそう思うのですけれども、その辺どうですか。あとは、追求しませんけれども。

○議長（又地信也君） 副町長。

○副町長（大野　泰君） この建設水道課の非常勤職員の退職に関しましては、7月の20日だったと思うのですが、常任委員会が終了する時に、私のほうから報告をさせていただきました。当日の案件ということではなくて、追加ということで報告をさせていただいたわけです。

ご本人から7月末での退職というのが出ておりましたので、今後の採用についてどう進めていくのかという議論を原課も含めてしております。その中で、公務員として以前は直営でやっていたかたがいらっしゃいました。そのあとを引き継ぐ形で、今回の非常勤職員というのは、路線のあるいは河川の現場をしっかりと理解をしていくということの引き継ぎをする中で、選任のオペレーターとして養成をしてきたわけでございます。本人一人でも動ける、指示さえすれば動ける状況になっていたのですが、家庭の事情と言いますかご本人が生活をしていく上で、やはり有利なところを選ばれると。これを見た時に、このあと臨時非常勤職員ということで採用した場合に、技術の継承をした中で、せっかく技術の継承ができてもまたお辞めになるということが発生するだろうということで、それであれば地元にいる土木関係業者に委託するほうが安定した運営、しかも現場も会社としてわかっていただける。こう

いうふうな流れを作っていったほうがいいであろうということで、そういった説明をさせていただいたというふうに思っております。その時も災害時の対応について、すぐに対応できるのかいというような質問もございましたので、そこでは業者との災害時の応援協定は結んでおりますので、必要な時には待機をしていただくなどの手続きをしながら、すぐに対応できるように努めますということで、そういったことで今回このような賃金の予算を落とさせていただいて、委託のほうに持っていったというような次第でございます。

○議長（又地信也君） 4番　竹田　努君。

○4番（竹田　努君） 1点だけ、ちょっとすみません。

副町長、いま答弁をもらった部分、理解はできる。私は、強調しているのは木古内町のやはり人口減少、移住定住を図る。そういう考えがあるのであれば、雇用の場を一つなくしたという大げさに言ったら。それは、委託業者は仕事が増えるから良かったねという世界なのだけれども、何かその辺がちょっと雇用の場を本当に木古内町に移住をしていただきたいという思いがあるのかどうなのか。あるとすれば、せっかくこういう技術者だけれども、雇用の場がある。やはり公募すべきだというふうなことが自分の考えなのです。特に答弁は求めませんけれども、今後やはり人口減少、雇用の場の確保という視点の中で、十分やはり心置きしていただきたいということを申し添えておきます。

○議長（又地信也君） 2番　新井田昭男君。

○2番（新井田昭男君） 2番　新井田です。

私のほうからちょっと1点、9ページの歳出の部分で、公有財産購入という中で企業誘致の今回、総務・経済常任委員会でも当然ながら触れていましたけれども、580万円の金額が載っています。

この企業誘致の大変いまさらながらという部分もあるのですけれども、ちょっとあり方についてというか例えば土地の資料の1ページに載っていますけれども、今回黄色い部分を財産購入したということになっていますけれども。素朴な質問でこの平面を見ると非常に変則で、いま言ったように行政とすれば企業誘致の中で、雇用云々ということでそういう思い入れは当然理解していますけれども。ただ、こういう変則的な見ますと、例えば青木さんの横のちょっと空き地というか赤線でというか囲っていない部分、いろいろ問題はあるのでしょうけれども、やはりもうちょっと我が町と優位性を持たすためには、こういう部分も視野に入れていかないとまずいのではないかと思うのです。この辺の取り組み、考え方をもう1回、大変ちょっといま言ったように、委員会でも揉んだ部分はありますけれども、考え方について答弁をお願いできればなと思っています。

○議長（又地信也君） 町長。

○町長（大森伊佐緒君） 新井田議員のお尋ねにお答えいたします。

ちょうど資料の1ページをご覧いただければと思うのですが、私どもといたしましては、先ほどお尋ねにありました新井田議員のこれは図面でいきますと、ちょうど真ん中辺りの緑のところですね。ここが地権者がお一人おります。それから、この中央通の道道江差線木古内と書いているところ、木古内の辺り、ここの用地。ここに地権者が1名おります。これをあわせて購入し、企業誘致の場所ということで、ずっと進めておりました。その中で現在、購入がまだできていないのが2箇所、いま説明をしたところです。1箇所につきましては、物事が前に進んでいるのですが、いま新井田議員がお尋ねにあったところにつきましては、10

月に直接ご本人とお話をして、これが最後の協議になるかと思いますが、いまのところ売却するという意向がございませんので、長引いてもご本人も迷惑でしょうから、10月に札幌にいらっしゃる地権者とお会いして、最後の協議をするということにしております。

○議長（又地信也君）　2番　新井田昭男君。

○2番（新井田昭男君）　地権者との絡み、理解しました。ただ町長がおっしゃったように、10月での最終の話し合いの中で、もし向こうがそういう形で売らないよということであれば、それで諦めざるを得ないという解釈でよろしいのでしょうか。

とすれば、やはり我が町としても当然、この土地に対する優位性というのは当然、失われるのじゃないかと思うのです。ですから、これは売る・売らないというのは当然、地権者の考えもありますけれども、やはりこっちの思いあるいは情熱を含めて、どうしても譲っていただきたいという対応というか、取り組み方もやはりもう1回見直しというか考えてみたほうがいいのかなというような。いろんな条件の中で、どうしても100％だめなのかというようなことなのか、交渉次第ではあるいは土地単価云々含めて、交渉次第ではというようなことなのか。やはりこの部分を個人的には非常に違和感ある土地のちょっと囲いなのだけれども、何としてもこの辺はやはり欲しいのだというきちんとした位置付けを持って、いま言ったように先方のお話もお金じゃないのだよというようなことでなれば、これまたあれなのだけれども、そういう部分ももう1回ちょっと検討していただきながら、交渉のラインに立ってもらえないのかなというような個人的にはそう思っています。その辺はどうでしょうか。

○議長（又地信也君）　町長。

○町長（大森伊佐緒君）　これまで担当のほうで、地権者との協議を進めてまいりました。

これは、数度にわたって長い年月をかけてここまできましたが、今日の中では売却の意思がないということでございますので、10月は私が直接担当と伺って、そしてご本人にこの用地の売却ができるかどうか、この相談をさせていただくことにしております。

○議長（又地信也君）　ほかに質疑ございませんか。

5番　相澤　巧君。

○5番（相澤　巧君）　5番　相澤です。

土地購入費の関係なのですが、今回いま新井田議員の指摘のあった場所と、それから児童福祉費の中の駐車場用地の購入ということで上がってきておりますが、駐車場用地のほうについては、委託料で測量費が上がっています。企業誘致のほうには、これ上がっておりません。この理由ともう一つ、駐車場用地のほう。前の委員会では、雑草と雑木等払って整備すれば、きちんとできるというような話でありましたが、どうしても舗装等の考え方はないのでしょうか。やはり子ども達が使うところですので、きちんと整備してやったほうがいいかなと思うところがあるのですが、いかかでしょうか。

○議長（又地信也君）　まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長（福田伸一君）　前段の測量費についてのご質問でございます。

企業誘致用地のこのたびの取得につきましては、この場所につきましては、これまで中央通の整備をした際に、測量を終えてございます。したがいまして、こちらのほうについては、測量費の計上はございません。以上でございます。

○議長（又地信也君）　町民課長。

○町民課長（吉田　宏君）　駐車場の購入地の舗装についてのお尋ねです。

購入する予定の土地は、砂利を敷いてありまして、しっかりと転圧された状態になっております。それで現状では、舗装しなくても雑草などの管理をしっかりと行えば、児童にもそうですけれども、利用に支障を来すことはないだろうというふうに考えております。

仮に舗装する場合には、このほかに100万円以上のまた予算がかかるということですので、当面は用地の状態をしっかりとチェックしながら、除雪などによって状態が悪くなってきた場合には、再度舗装について検討したいというふうに考えております。以上です。

○議長（又地信也君） ほかに。

8番　鈴木慎也君。

○8番（鈴木慎也君） いま、相澤議員の関連で質問いたします。

私もできれば舗装をと思っているのですけれども、こちら実際車何台分止めるという構想で予定されていますでしょうか。

○議長（又地信也君） 町民課長。

○町民課長（吉田　宏君） いま、土地です。だいたい13台から15台程度、駐車できるというふうに考えております。

○議長（又地信也君） ほかに。

8番　鈴木慎也君。

○8番（鈴木慎也君） 15台くらいということなのですけれども、この資料を基に見ると、だいたい普通にバックから止めたら10から12台ぐらいかなと思って見ておりました。もし今後、舗装されるとするならば、こちらの学校側のほうも空くわけですよね。普通に止めるのがおそらく一般的かと思うのですけれども、後ろの部分です。ちょっとこちらもしっかりと測量して考えなければいけないと思うのですが、後ろのほうロータリーみたく車が通り抜けるようにして、前のほうを例えば駐車場スペースにするですとか、今回の補正予算はもちろん土地の取得ということで、もちろん理解はしているのですけれども、ただ車を止めれば良いというものではなくて、やはりきちんと子ども達の安全安心、あと使い方です。様々な角度からいろんなアイディアを出して、対応していただければと思います。以上です。

（「関連」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君） 2番　新井田昭男君。

○2番（新井田昭男君） 2番　新井田です。

いまの話の関連になりますけれども、いま町民課長からお話をいただきましたけれども、その転圧云々ということもありました。やはり一冬越すと、ぬかるむんですよ必ず。そうすると、それともう一つは、使い勝手なのだけれども、これいわゆる紐を張って縦だとか横だとかとそうではないのでしょう。おそらくそのままだと縦止めしたり、いろんなパターンですよ。だから、そうするよりもある程度の先を見据えた中で、きちんと舗装しながらラインを引いて、駐車的な位置を決めてというようなことも私は必要だと思うのですけれども。そうでないとこれまた何回も同じことをしますよ、転圧、転圧、転圧と。それで、草が生えないというけれども、生えるのです。それは、いろいろどこかに頼んでまた草取りやら、あるいは薬をまくだとかいろいろ手立てはあるだろうけれども、私はやはり父兄の皆さんが使い勝手と言えば変だけれども、勝手に縦止めしたり横止めしたりするよりも、とにかく子どもさんが帰る時だとか通学に目を置いているわけだから、そういう部分をきちんとしないと何かライン引いていないし、勝手に使っていいのだよねというようなこともあり得ると思うの

です。その辺どうですか、もう1回。

○議長（又地信也君）　町民課長。

○町民課長（吉田　宏君）　この土地につきましては、止め方等は確かにライン等を引くことにもなっておりませんので、この辺止め方等につきましても、教育委員会と通じまして、しっかりと保護者のかたに周知してまいりたいというふうに思っております。

○議長（又地信也君）　2番　新井田昭男君。

○2番（新井田昭男君）　すみません。いま課長のほうから、やはりどうしてもということであれば、例えば紐を張るとかそういう措置を執って、危険を回避するということを行っていただきたいです。よろしくお願いします。

○議長（又地信也君）　ほかに。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

最初に、議案第1号について討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号　平成29年度木古内町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第2号について討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号　平成29年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第6号について討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第6号　平成29年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第3号　平成29年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（又地信也君）　日程第13　議案第3号　平成29年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（大野　泰君）　ただいま上程となりました、議案第3号　平成29年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ72万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億7,273万9,000円とするものです。

補正の内容につきましては、平成28年度決算により繰越金を補正するものです。

それでは、歳出からご説明いたします。

7ページをお開き願います。

5款・1項・1目・節　予備費　72万4,000円は、平成28年度繰越金に係る財源を予備費に追加補正するものです。

次に、歳入についてご説明をします。

6ページをお開き願います。

5款・1項・1目・1節　繰越金　72万4,000円は、平成28年度繰越金を追加補正するものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（又地信也君）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号　平成29年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第4号　平成29年度木古内町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）

○議長（又地信也君）　日程第14　議案第4号　平成29年度木古内町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（大野　泰君）　ただいま上程となりました、議案第4号　平成29年度木古内町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

1ページをお願いします。

第2条は、平成29年度予算の第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入の部では、第1款　資本的収入の既決予定額　2,313万9,000円に、6,280万円を追加し、その予定額を8,593万9,000円にするものです。

支出の部では、第1款　資本的支出の既決予定額　6,087万4,000円に、6,283万8,000円を追加し、その予定額を1億2,371万2,000円にするものです。

補正の主な内容は、介護老人保健施設「いさりび」と特別養護老人ホーム「木古内恵心園」との経営統合に伴い、介護老人保健施設の内部改修工事に係る費用です。

それでは、詳細につきましてご説明いたします。

6ページをお開き願います。

1款　資本的支出、1項　建設改良費、1目　有形固定資産購入費、節　工事請負費　6,280万円の追加は、施設内部改修費で資料番号1　議案説明資料の9ページから11ページをご参照願います。工事の詳細は、現在の個浴を機械浴に、また多目的室の2室を個浴に改修するものです。戻りまして、節　手数料　3万8,000円の追加は、改修に伴い開設許可事項変更の申請手数料として貼付する、北海道証紙に要する費用です。

5ページをお開き願います。

1款　資本的収入、2項・1目・節　企業債　6,280万円の追加は、このたびの改修費用につきましては、企業債を発行して財源とするものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（又地信也君）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

4番　竹田　努君。

○4番（竹田　努君）　今回、機械浴、個室の浴槽の整備の予算計上であります。これ事務局長、老健同様8ユニットで特養もいくということの確認でいいのかどうなのか、その1点だけ。

○議長（又地信也君）　病院事業事務局長。

○病院事業事務局長（平野弘輝君）　お尋ねの件は、内部の部屋等は一切改修はしませんの

で、議員おっしゃるとおりのそのままの現状で経営統合する予定でございます。

○議長（又地信也君）　ほかに。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号　平成29年度木古内町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第5号　平成29年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（又地信也君）　日程第15　議案第5号　平成29年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（大野　泰君）　ただいま上程となりました、議案第5号　平成29年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,189万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億2,316万5,000円とするものです。

補正の主な内容は、平成28年度介護給付費、地域支援事業費、繰越金の確定等による補正です。

それでは、補正の内容につきまして、歳出からご説明いたします。

7ページをお開き願います。

5款　諸支出金、1項　償還金及び還付加算金、2目　償還金、23節　償還金利子及び割引料　1,083万1,000円は、国庫支出金等過年度分返還金を追加補正するものです。

8ページをお開き願います。

6款・1項・1目・節　予備費　1,106万5,000円は、平成28年度繰越金のうち、この額を予備費として追加補正するものです。

次に、歳入のご説明をします。

6ページをお開き願います。

4款　国庫支出金、2項　国庫補助金、2目　地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支

援総合事業)、2節　過年度分　32万円は、平成28年度分の介護予防・日常生活支援総合事業交付金精算分を追加補正するものです。

5款・1項　支払基金交付金、2目　地域支援事業交付金、2節　過年度分　72万5,000円についても、平成28年度分の介護予防・日常生活支援総合事業交付金精算分を追加補正するものです。

6款　道支出金、2項　道補助金、1目　地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業)、2節　過年度分　22万4,000円についても、平成28年度分の介護予防・日常生活支援総合事業交付金精算分を追加補正するものです。

8款・1項・1目・1節　繰越金　2,062万7,000円は、平成28年度分の繰越金の確定に伴い追加補正するものです。

以上で、提案理由の説明を終わりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君)　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君)　質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君)　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第5号　平成29年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君)　ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

15時20分まで、暫時、休憩をいたします。

休憩　　午後3時10分
再開　　午後3時20分

議案第7号　木古内町公営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長(又地信也君)　休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第16　議案第7号　木古内町公営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大森伊佐緒君）　ただいま上程になりました、議案第7号　木古内町公営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例制定につきましては、公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

議案説明資料　資料番号1の12ページに、新旧対照表を記載しておりますので、ご参照願います。

改正の内容につきましては、省令第8条に規定する、収入申告の方法が第7条に、また政令第11条に定める、家賃の特例が第12条に移管されたことに伴い、本条例第15条第2項中「省令第8条」を「省令第7条」に、第36条及び第37条中「政令第11条」を「第12条」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（又地信也君）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第7号　木古内町公営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第8号　北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する協議について

○議長（又地信也君）　日程第17　議案第8号　北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大森伊佐緒君）　ただいま上程となりました、議案第8号　北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの規約の一部変更は、各組合を構成する団体のうち、「江差町ほか2町学校給食組合」を構成する3町から、厚沢部町が脱退し、「江差町・上ノ国町学校給食組合」に名称変更

したこと、及び「西胆振消防組合」が火葬場に関する事務の追加により「西胆振行政事務組合」に名称変更したことにより、規約別表（2）の変更を行うものでございます。

資料は、13ページに新旧対照表を記載しておりますので、ご参照を願います。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（又地信也君）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第8号　北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する協議については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第9号　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する協議について

○議長（又地信也君）　日程第18　議案第9号　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大森伊佐緒君）　ただいま上程となりました、議案第9号　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

こちらの規約の一部変更につきましては、議案第8号と同じ理由で、規約の変更を行うもので、別表第1中、「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に、「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に変更するものでございます。

資料は、14ページでございます。新旧対照表を記載しておりますので、ご参照を願います。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（又地信也君）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第9号　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する協議については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第10号　北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する協議について

○議長（又地信也君）　日程第19　議案第10号　北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大森伊佐緒君）　ただいま上程となりました、議案第10号　北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

こちらの規約の一部変更につきましても、議案第8号と同じ理由でございます。規約の変更につきましては、別表第1中、「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に、「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に変更し、また別表第2中、「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に、「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に変更するものでございます。

資料につきましては、15ページに新旧対照表を記載しておりますので、ご参照を願います。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（又地信也君）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第10号　北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する協議については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第11号　町道路線の認定について

○議長（又地信也君）　日程第20　議案第11号　町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大森伊佐緒君）　ただいま上程となりました、議案第11号　町道路線の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、町道路線を下記のとおり認定するものでございます。

議案説明資料は、資料番号1の16ページから17ページに、町道路線の認定位置図を添付しておりますので、ご参照を願います。

新たに認定する路線は、整理番号163　路線名、「冷水2線」でございます。

現在、工事中の「都市計画道路環状線通」は町道名「冷水線」として整備をしており、供用開始後の現町道に新たな路線として「町道冷水2線」を認定するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（又地信也君）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

4番　竹田　努君。

○4番（竹田　努君）　いままで使用していたこの冷水線、これが例えば願応寺の上の線路の路肩まで。ということは、線路の淵の砂利道ですけれども、それとは接点、ドッキングしているというつながっているというイメージ。あくまでもそれは冷水2線として、そこで閉鎖ということなのですか。これ過去に何年か前も町道認定をしました。中野踏切をわたってすぐの、いまはもうあそこは使われていない町道なのですよね。車の駐車場になっているというか、やはりその辺。ただ、我々この地域にいますと願応寺からの出入りの冷水線、ここから上までそういうやはり管理をしなければないのか。そうしたらこの間、冬期間どうするのと。

それといま、道道付近のところは下水の工事をやっています。下水か何かはっきりわからないけれども。

それと、この願応寺から取り付けから出て冷水線に出るこの間、舗装が継ぎ足しになって

いる部分が何箇所かあるのですよね。今回の町道認定とあわせて、あそこ全面舗装の改良をするという、してやるべきではないかというふうに自分は考えるのです。その辺、どうですか。

○議長（又地信也君）　建設水道課長。

○建設水道課長（構口　学君）　まず、現冷水線に関するところのご質問だと思いますが、まず現状の橋のあるところ。ここを今回終点になりますが、ここに関しての砂利道の部分に関しては、鉄道敷地になっております。そういった意味で、鉄道の管理用通路という役割もございますので、町道認定としては砂利の手前までということに今回なります。

後段、ご質問のあった道道側の砂利を敷いていない部分というところが、ちょっと場所的にわからなかったのですが、もう一度よろしいでしょうか。

○議長（又地信也君）　足りない部分をもう一度。

4番　竹田　努君。

○4番（竹田　努君）　砂利道ではない。砂利道は線路用地だとすれば、そこは通れなくなるという答弁だったでしょう、いま。私が言っているのは、やはり災害時いろんな部分で通行できるようにしなければだめだろうというふうに言っているのですよ。いまの冷水線、橋を撤去したでしょう。だから、そこを行ったら橋はないのだから、そこは行き止まり。それから、左に行ったらバリケードを張るのではなくて、通れるように開放しなければだめだろうということを私は言っているのです。

それと、ここの冷水線の浜田さんか松江さんのあたりの前に、舗装を継ぎ足ししているところがあるでしょう。そこを綺麗に全面舗装してやるべきでないかということを求めるのです。いますぐできないとすれば、これは新年度予算等の中でもやはり考えるべきだろうというふうに思っています。

それと、願応寺から上。冬期間町道にしたのだから、あそこの上まで除雪もきちんとするのということの確認。

○議長（又地信也君）　建設水道課長。

○建設水道課長（構口　学君）　申し訳ございません。

まず、終点部の砂利道のところに対する通行でございますが、まず基本的にはあそこは通路でございますので、車両の通行はできないことになっております。そういった意味で、まず車止めを付ける予定で、いま考えております。

後段ありました除雪に関する件なのですが、この冬からここを除雪することになりますが、現段階では上のほうに堆雪するということで、いま考えております。

最後にあった舗装の擦り付け部分に関するところなのですが、申し訳ございません。後ほど、現場のほうを確認させていただいて、改めて検討したいということで、ご理解ください。

○議長（又地信也君）　ほかに。

4番　竹田　努君。

○4番（竹田　努君）　そうすれば、いま課長の答弁からすれば、願応寺から上の若干斜路になっている部分。これは、冬期間は雪捨て場になるのだということで、一般にもこれ話をしていいの。あそこが雪捨て場ですよということで、開放するのだということですね。了解。

○議長（又地信也君）　建設水道課長。

○建設水道課長（構口　学君）　雪に関することでございます。

理想としてはその都度、排雪をするのが理想だとは思いますが、この部分に関しては新しい道路が高台にもなるということで、階段も設置することで計画しております。そういった意味でいけば排雪、常に雪がない状態ですることがベストだと考えますが、雪の量等もございますので、まずは一時的な雪の堆雪ということで考えているということで、ご理解願いたいと思います。決して、冬期間の雪をずっと置いておくということでは考えてございません。

○議長（又地信也君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君） 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第11号　町道路線の認定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議員の皆さんにお願いいたします。

日程第21と22については、人事案件であり同意案であります。同意案については、賛成のかたは起立をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

同意案第1号　木古内町教育委員会委員の任命について

○議長（又地信也君） 日程第21　同意案第1号　木古内町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大森伊佐緒君） ただいま上程になりました、同意案第1号　木古内町教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

次のページに、資料を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

このたびの木古内町教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織、及び、運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める仁禮秀嗣氏は、平成4年に大谷大学を卒業された後、同年4月に登別大谷高等学校勤務を経て、平成19年4月より真宗大谷派圓照寺に勤務し、現在は、圓照寺住職を務められております。

仁禮氏は、平成27年4月より2年6か月間にわたり、木古内町公民館運営審議会委員、並びに木古内町社会教育委員を歴任され、当町の教育推進に貢献されており、また、同じく平成27年4月より木古内町ＰＴＡ連合会長、平成29年4月からは、渡島ＰＴＡ連合会副会長を歴任

され、小学校に通う児童の保護者として、ＰＴＡ活動を中心に、大変教育熱心なかたでございます。

地域においても、人望の厚いかたであり、人格高潔でありますことからも、教育委員の適任者であり、今後における、当町の教育推進に貢献していただけるものと確信しております。

なお、任期は4年間で、平成29年10月1日から平成33年9月30日まででございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。ご審議の上、満場一致でのご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（又地信也君）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第1号　木古内町教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成のかたは、ご起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（又地信也君）　全員起立。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

同意案第2号　木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（又地信也君）　日程第22　同意案第2号　木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大森伊佐緒君）　ただいま上程になりました、同意案第2号　木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

次のページに、資料を添付しておりますので、ご参照を願います。

このたびの木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めます蠣崎光憲氏は、昭和40年3月に北海道江差高等学校を卒業後、昭和41年2月に郵政省職員となられ、湯ノ里郵便局を振り出しに道南各地の郵便局に勤務され、平成4年7月木古内郵便局副局長、平成7年6月黒岩郵便局長、平成12年6月から約10年間木古内郵便局長として勤務され、平成22年3月に郵便局株式会社木古内郵便局を定年退職された後、平成26年10月から現在まで1期3年間、当委員会委員としてご活躍されております。長年にわたる郵便局職員としての経験、さらには委員としての3年間の知識と経験を生かして、引き続き委員の職責を果たしていた

だけるものと確信をしております。

なお、任期は3年間で、平成29年10月1日から平成32年9月30日まででございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。ご審議の上、満場一致でのご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（又地信也君）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第2号　木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成のかたは、ご起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（又地信也君）　全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

諮問第1号　人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（又地信也君）　日程第23　諮問第1号　人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大森伊佐緒君）　ただいま上程になりました、諮問第1号　人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

次のページに、資料を添付しておりますので、ご参照を願います。

人権擁護委員候補者に推薦する佐藤裕史氏、職業は株式会社佐藤工務店代表取締役です。

昭和43年に函館工業高等学校土木科を卒業され、平成8年10月から松前地区保護司、平成20年3月から行政相談員、平成25年4月からは木古内町観光協会長の要職に就かれております。

人権擁護委員としては、平成11年から現在まで、6期18年間継続されております。

以上、提案理由といたしますのでご審議願います。

○議長（又地信也君）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

諮問第1号　人権擁護委員候補者の推薦については、可として答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　異議なしと認め、諮問第1号については、可として答申することに決定をいたしました。

認定第1号から認定第9号（平成28年度各会計決算）

○議長（又地信也君）　日程第24から日程第32までは、一括議題となりますので、一括議題の議案については、議会事務局長から朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（吉田廣之君）　それでは、朗読いたします。

日程第24　認定第1号　平成28年度木古内町一般会計決算認定について、日程第25　認定第2号　平成28年度木古内町国民健康保険特別会計決算認定について、日程第26　認定第3号　平成28年度木古内町後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第27　認定第4号　平成28年度木古内町国民健康保険病院事業会計決算認定について、日程第28　認定第5号　平成28年度木古内町水道事業会計決算認定について、日程第29　認定第6号　平成28年度木古内町介護老人保健施設事業会計決算認定について、日程第30　認定第7号　平成28年度木古内町介護保険事業特別会計決算認定について、日程第31　認定第8号　平成28年度木古内町介護サービス事業特別会計決算認定について、日程第32　認定第9号　平成28年度木古内町下水道事業特別会計決算認定について。以上です。

○議長（又地信也君）　以上、認定第1号　平成28年度木古内町一般会計決算認定についてほか8件については関連がありますので、一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま一括議題としました9件の案件につきましては、本会議における提案理由の説明及び質疑を省略し、平成28年度木古内町決算審査特別委員会を設置するとともに、議長及び監査委員の竹田議員を除く8名の全議員を委員に選任し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　ご異議ないものと認め、ただいま一括議題としました9件の案件につきましては、本会議における提案理由の説明及び質疑を省略し、平成28年度木古内町決算審査特別委員会を設置し、議長及び監査委員の竹田議員を除く8名の全議員を委員に選任し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

次に、ただいま設置されました、平成28年度木古内町決算審査特別委員会に対し、本議会

から地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を付与し委任したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　ご異議ないものと認め、平成28年度木古内町決算審査特別委員会に対し、本議会から地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を付与し委任することに決定をいたしました。

これより、木古内町議会委員会条例第9条第1項の規定による、委員長及び副委員長の互選を行うため、特別委員会の開催をお願いいたします。

暫時、休憩をいたします。

休憩　　午後3時55分
再開　　午後4時14分

○議長（又地信也君）　休憩を解き、会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に、第1回平成28年度木古内町決算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われましたのでご報告いたします。

平成28年度木古内町決算審査特別委員会委員長に2番　新井田昭男君、副委員長に8番　鈴木慎也君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

休　会　の　宣　告

○議長（又地信也君）　お諮りいたします。

ただいま設置されました、平成28年度木古内町決算審査特別委員会の審査が終了するまで、本会議を休会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　異議なしと認めます。

よって、平成28年度木古内町決算審査特別委員会の審査が終了するまで、本会議を休会することに決定をいたしました。

大変早く終わりましたこと、議事進行に協力をいただき、どうもありがとうございました。

以上をもって、休会といたします。

大変、どうもご苦労様でした。

（　午後4時16分　休会　）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年9月14日

木古内町議会議長　　又　地　信　也

署　　名　　議　　員　　新井田　昭　男

署　　名　　議　　員　　平　野　武　志

平成２９年９月２２日（金）第２号

○　開 会 日 時　　平成２９年９月２２日（金曜日）午後　２時５０分
○　閉 会 日 時　　平成２９年９月２２日（金曜日）午後　３時４２分

・出席議員（１０名）

１番	佐　藤　　悟		６番	手　塚　昌　宏
２番	新井田　昭　男		７番	福　嶋　克　彦
３番	平　野　武　志		８番	鈴　木　慎　也
４番	竹　田　　努	副議長	９番	吉　田　裕　幸
５番	相　澤　　巧	議　長	１０番	又　地　信　也

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大　森　伊佐緒
副町長	大　野　　泰
総務課長	若　山　　忍
税務課長	高　橋　和　夫
会計管理者	高　橋　和　夫
町民課長	吉　田　　宏
保健福祉課長	羽　沢　裕　一
保健福祉課包括ケア推進室長	武　藤　一　郎
まちづくり新幹線課長	福　田　伸　一
まちづくり新幹線課新幹線振興室長	田　原　佳　奈
産業経済課長	木　村　春　樹
建設水道課長	構　口　　学
病院事業事務局長	平　野　弘　輝
教育長	野　村　広　章
生涯学習課長	澁　谷　　勝
学校給食センター長	澁　谷　　勝
農業委員会事務局長	木　村　春　樹
代表監査委員	森　井　俊　郎

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	吉　田　廣　之
議事担当主査	西　嶋　浩　二

平成２９年第３回木古内町議会定例会議事日程

第２号　平成２９年９月２２日（金）　午後２時５０分開議

日程番号	議件番号	議件名
1		会議録署名議員の指名
2		議長諸報告
3		平成28年度木古内町決算審査特別委員会報告
4		行政報告
5	発議案 第１号	議会閉会中の所管事務調査について
6	意見書案第１号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
7	意見書案第２号	「全国森林環境税」の創設に関する意見書
8	意見書案第３号	適正な地方財政計画の策定を求める意見書
9	意見書案第４号	道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
10	意見書案第５号	「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書
11	意見書案第６号	国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金制度の確立を求める意見書
12		議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

平成２９年　９月２２日

木古内町議会
議長　又　地　信　也　様

平成２８年度木古内町決算審査特別委員会
委員長　　新井田　昭男

平成２８年度木古内町決算審査特別委員会報告書

平成２９年第３回木古内町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり審査を終了したので、会議規則第４１条第１項の規定により報告します。

記

１．会議開催状況

開催日	出　席　委　員	欠席委員	説　　明　　員	事務局
29.9.14	新井田、鈴木 佐藤、平野、相澤 手塚、福嶋、吉田	な　し	なし	吉　田 西　嶋
29.9.19	新井田、鈴木 佐藤、平野、相澤 手塚、福嶋、吉田	な　し	大森町長、大野副町長、若山総務課長、森井代表監査委員 竹田監査委員、吉田監査委員事務局長、又地議長、西嶋主査 吉田議会事務局長、若山選管書記長、田畑主査、幅崎主査 加藤（崇）主査、佐藤（美）主事、構口建設水道課長、村上主査 片桐主査、小西主査、岩本主査、木本主査、小田島主査、村岡主事 福田まちづくり新幹線課長、加藤（隆）主査、中村（光）主事 遠藤主事、田原新幹線振興室長、畑中主査、佐藤（元）主事、山本主事	吉　田 西　嶋
29.9.20	新井田、鈴木 佐藤、平野、相澤 手塚、福嶋、吉田	な　し	大森町長、大野副町長、若山総務課長 高橋税務課長、山下主査、大山主事 吉田町民課長、尾坂主幹、羽澤主査、吉澤主査、神力主事、大坂主事 秋庭主任、佐藤（萌）主事、山口主事 小澤病院事業管理者、平野病院事務局長、西山主査、尾坂主査 石川主事、岡山総看護師長、東主査 羽沢保健福祉課長、武藤包括ケア推進室長、加藤（直）主査 中村（清）主任、阿部主査、西村主査	吉　田 西　嶋
29.9.21	新井田、鈴木 佐藤、平野、相澤 手塚、福嶋、吉田	な　し	大森町長、大野副町長、若山総務課長 木村農業委員会事務局長、木元嘱託員、木村産業経済課長、中山主査 武部主事、大高主事、福井主査、吉田主事 野村教育長、渋谷学校給食センター長、名須賀主事 渋谷生涯学習課長、堺主査、平野主査、松本主任	吉　田 西　嶋
29.9.22	新井田、鈴木 佐藤、平野、相澤 手塚、福嶋、吉田	な　し	なし	吉　田 西　嶋

２．審査事項

認定第1号　平成28年度木古内町一般会計決算認定について
認定第2号　平成28年度木古内町国民健康保険特別会計決算認定について
認定第3号　平成28年度木古内町後期高齢者医療特別会計決算認定について
認定第4号　平成28年度木古内町国民健康保険病院事業会計決算認定について
認定第5号　平成28年度木古内町水道事業会計決算認定について
認定第6号　平成28年度木古内町介護老人保健施設事業会計決算認定について
認定第7号　平成28年度木古内町介護保険事業特別会計決算認定について
認定第8号　平成28年度木古内町介護サービス事業特別会計決算認定について
認定第9号　平成28年度木古内町下水道事業特別会計決算認定について

３．審査結果

認定第1号 平成28年度木古内町一般会計決算認定のほか8件について慎重に審査を行った結果、当委員会としていずれも認定すべきと決定した。

４．審査所見

平成28年度各会計決算の中で、一般会計については、実質収支2,356千円の黒字となった。

その中で、町財政の自主財源である町税全体については、過去5年間の中でも一番高い収納率となり、昨年度の審査所見と同様に評価に値するものである。今後も貴重な一般財源確保のため、さらなる収納率向上に引き続き努力願いたい。

また、狩猟免許等取得補助金については、予算計上されていたが執行されていない状況にあり、町民への周知は基より、課題である狩猟環境を整え成果向上を望むものである。

病院事業の介護老人保健施設事業会計については、入所者の減により5,695千円の赤字となったが、平成30年4月に向け、特別養護老人ホーム「恵心園」との経営統合協議が進められており、高齢者の尊厳と生きがいを感じられるような施設として、統合後には安定した事業運営が図られることを期待する。

なお、各担当課においては、今決算審査特別委員会での議論を踏まえ、使命感を持ち課題解決に向け邁進することを強く要望する。

（　午後2時50分　開会　）

開　会　・　開　議　の　宣　告

○議長（又地信也君）　ただいまから9月14日に引き続き、会議を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名でございます。

よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び説明員については、別紙配付のとおりでありますが、小澤病院事業管理者につきましては、本日公務のため欠席となっています。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（又地信也君）　日程第1　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名いたします。

4番　竹田　努君、5番　相澤　巧君。以上、2名を指名いたします。

議　　長　　諸　　報　　告

○議長（又地信也君）　日程第2　議長諸報告。

議長諸報告につきましては、別紙配付のとおりでありますので、これを省略いたします。

平成28年度木古内町決算審査特別委員会報告

○議長（又地信也君）　日程第3　平成28年度木古内町決算審査特別委員会報告。

平成29年9月14日開催の平成29年第3回木古内町議会定例会において設置されました、平成28年度木古内町決算審査特別委員会の報告を求めます。

平成28年度木古内町決算審査特別委員会　委員長　2番　新井田昭男君。

○2番（新井田昭男君）　2番　新井田昭男です。

平成29年9月22日　木古内町議会議長　又地信也様。平成28年度木古内町決算審査特別委員会委員長　新井田昭男。

平成28年度木古内町決算審査特別委員会審査報告書。

平成29年第3回木古内町議会定例会において、本委員会に付託された事件については、次のとおり審査を終了したので、会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

記　1.会議開催状況。

会議開催状況につきましては、記載のとおりであり、欠席者はおりません。

2.審査事項。

認定第1号　平成28年度木古内町一般会計決算認定についてほか8件、記載のとおりであります。

3.審査結果。

認定第1号　平成28年度木古内町一般会計決算認定のほか8件について、慎重に審査を行った結果、当委員会としていずれも認定すべきと決定した。

4.審査所見。

平成28年度各会計決算の中で、一般会計については、実質収支235万6,000円の黒字となった。

その中で、町財政の自主財源である町税全体については、過去5年間の中でも一番高い収納率となり、昨年度の審査所見と同様に、評価に値するものである。今後も貴重な一般財源確保のため、さらなる収納率向上に引き続き努力願いたい。

また、狩猟免許等取得補助金については、予算計上されていたが執行されていない状況にあり、町民への周知は基より、課題である狩猟環境を整え、成果向上を望むものである。

病院事業の介護老人保健施設事業会計については、入所者の減により569万5,000円の赤字となったが、平成30年4月に向け、特別養護老人ホーム「恵心園」との経営統合協議が進められており、高齢者の尊厳と生きがいを感じられるような施設として、統合後には安定した事業運営が図られることを期待する。

なお、各担当課においては、今決算審査特別委員会での議論を踏まえ使命感を持ち、課題解決に向け邁進することを強く要望する。以上でございます。

○議長（又地信也君）　平成28年度木古内町決算審査特別委員会委員長の報告が終わりましたが、この委員会は議長及び監査委員の竹田議員を除く8名の全議員による委員会でありますので、質疑、討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　異議ないものと認めます。

お諮りいたします。

認定第1号　平成28年度木古内町一般会計決算認定についてほか8件につきましては、平成28年度木古内町決算審査特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　異議ないものと認めます。

よって、認定第1号　平成28年度木古内町一般会計決算認定についてほか8件につきましては、平成28年度木古内町決算審査特別委員会委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

行　政　報　告

○議長（又地信也君）　日程第4　行政報告。

町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（大森伊佐緒君） 行政報告が2件ございますので、ご報告を申し上げます。

平成29年台風18号にかかる被害について。

平成29年9月17日から18日にかけて、北海道に上陸した台風18号に伴う被害状況につきましては、19日の午前9時から被害調査要領に基づき、全町調査を実施いたしました。

被害状況につきましては、一般住宅の屋根の飛散が2件、物置などの屋根の飛散が4件です。

また、農業被害につきましては、水稲・トマトの倒伏、雑木土砂の流入、ビニールハウスなどの損壊により、9月20日現在で被害額は約380万円で、現在も調査中でございます。

さらに、漁業被害につきましては、鮭ふ化施設の損壊で、約30万円の被害が出ておりますが、漁網等については、現在も調査中でございます。

なお、このたびの台風による人的被害はありませんでした。

次に、避難状況につきましては、避難された住民が最も多い時で、17世帯37名でした。

本台風による出動につきましては、役場職員47名、消防署員21名でございます。

次に2番目、主要道道江差・木古内線の携帯電話不感地帯解消についてでございます。

先に新聞報道のありました、主要道道江差・木古内線の携帯電話不感地帯解消につきましては、平成28年10月17日に株式会社ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ株式会社、ソフトバンク株式会社の各札幌支社に対して、新幹線木古内駅活用推進協議会、渡島総合振興局、檜山振興局の三者連盟による要請を行っております。

要請は三者の代表により実施し、「本線は生活路線であること、北海道新幹線開業に伴い広域観光推進の重要路線であること」などを訴え、安全・安心で快適な通信環境の提供についてをお願いしたところでございます。

平成29年9月15日の来庁につきましては、先般の要請に対する回答で、株式会社ＮＴＴドコモ及びＫＤＤＩ株式会社の責任者より、新幹線木古内駅活用推進協議会の会長あてに、平成30年度内を目途に通信エリア拡充を進めること、また、株式会社ＮＴＴドコモとＫＤＤＩ株式会社が合同で、無線基地局設置を進める内容でありました。

一方、ソフトバンク株式会社につきましては、既に工事に着手しており、現在はアンテナ設備を建設中で、電波の試験終了後に供用開始するとのことですが、その時期については未定と伺っております。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（又地信也君） 町長より行政報告がありましたが、質疑ございませんか。

4番　竹田　努君。

○4番（竹田　努君） いま、町長のほうから台風18号に係る行政報告をいただきました。

この中で農業被害の中で、ビニールハウス等の損壊、その被害額については約380万円ということで金額が出ております。

それで、ハウスの損壊が何棟なのか、あと雑木土砂の流入、これは田んぼなのか畑になのかおおよそのどのくらいの面積の中に、土砂なり雑木が流入してこの380万円の被害になったのかという部分。たぶん金額が出ているということは、そういう部分での数字は押さえていると思っておりますので、ちょっとわかる範囲内で答弁を願いたいと思います。

それと、きょう台風18号対応時時系列の一覧をいただきましたけれども、この中で17日、それから18日にかけての自主避難開設、これ防災無線で避難施設の放送がありましたけれど

も、これなぜ18日にかけてこの避難所が増設になったのか。当初から例えば避難所というのは、町の施設の中で決まっているものと思っていたのですが、なぜ次の日になって増設。被害の範囲が大きくなって増設したのか、どうなのかという部分について、ちょっと答弁願いたいと思います。

○議長（又地信也君）　被害額等々に関して、農業被害については、どなたですか。

産業経済課長。

○産業経済課長（木村春樹君）　産業経済課の木村です。

農業被害ということで、およそ380万円の内訳ということでございます。

ビニールハウスは1件1棟で、数万円の被害額ということです。水田につきましては、一部雑木土砂が入っているのですが、ほとんど被害額が積算できない程度の金額でございます。数万円ということです。

それと、採草放牧地。牧草地が7ｈａほど冠水及び土砂流入されております。これにつきましては、通常の採草地を造成するとした場合に10ａ、1反5万円程度かかるだろうということの積算で、被害額を積算しております。

それと、あわせて漁業被害なのですけれども、鮭のふ化施設の附帯施設です。亀川に設置している附帯施設が損壊したというような状況です。以上です。

○議長（又地信也君）　総務課長。

○総務課長（若山　忍君）　避難所の関係のご質問なのですけれども、まず繰り返しになりますが、17日の午後8時には自主避難用の避難所を設置しております。それについては、6箇所ということで各地区に自主避難者のための施設を用意しましたが、次の日になりまして避難準備情報を発令するにあたっては、各避難所を増設と言いますか予定している一次避難所もあわせて開設したということで、その時点からは全11箇所という形を取らせていただいております。

○議長（又地信也君）　4番　竹田　努君。

○4番（竹田　努君）　被害の関係ですけれども、いまの説明で理解はします。ただやはり、田んぼに雑木なり土砂の部分は一部で、大きいのは採草放牧地というか草地の中に土砂が流れ込んでの被害。土砂の撤去で、かなり大きな金額になるのだなというのがわかりました。だとすれば、やはり行政報告をするにあたって、もう少しやはりそういう押さえをしているのであれば、そういう中身もちょっと別な資料でもいいですし、行政報告に馴染まないのかどうなのかという部分も今後の中では、十分検討していただきたいというふうに思っています。

それと、避難施設の関係。確かに一般町民サイドから見ますと、自主避難施設・避難所というやはりその辺の響きというか理解が行政側の担当は、自主避難だからこれでいいのだ。そうすれば、なぜ18日の7時に避難所の増設、この「増設」という言葉が適切なのかどうかという部分もあるのですよね。当初から我が町の避難施設としてのこれ台風ばかりではなくて、津波もあれば地震だとかいろんな災害があるわけですし、それによっては若干変わるのかなという思いもちょっとあるのですけれども。こういうふうに例えば分けなければないというその辺の理由と、やはり町民サイドからいったら自主避難も避難も同じ捉えをするのではないだろうかなという。だから、自主避難だから自ら行かなければない、避難だから半強制的に誘導しなければない。やはりそうした場合のうちは高齢者が多い町ですから、その場

合の例えば足の確保だとかどうするのだと。この場合の総務課長、町内会との連携です。この避難誘導にあたっての連携はどう取りました、その辺が。前、一般質問等でも縷々話をしましたけれども、その辺が一番私はネックだろうというふうに思っているものですから、その辺をまずどういう連携を取ったかという部分について。

○議長（又地信也君）　副町長。

○副町長（大野　泰君）　ただいま、竹田議員のほうからの行政報告に対するご質問でございます。

まず、自主避難につきましては、これは決算委員会の中でもご議論をいただきまして、まだ警報が出る前、気象警報等が出される前に、住民が不安であろうということで、午後8時に避難所を開設したわけなのですが、それであればもう少し早く6時とかそういう時間帯にできなかったのかいというようなそういう意見がございまして、今後は先日のような大型の台風で警報等も発令されるだろうというような状況の中では、夜を不安な状況で過ごすかたのために、自主避難というのは有効な手立てであろうということで、出させていただきました。

その後、朝の4時過ぎに土砂警戒警報が出ましたので、そしてまた木古内川の水位が警戒水位を超えるという状況になった時点で、全ての避難所を開設、こういう手順で進めております。

ですので、自主避難については、ご自身で避難をしていただきたいと。今回、避難についても避難指示ではなくて、避難勧告という形を取りましたので、これについてもご自身で避難をしていただくというような手続きを取っております。これが指示に変わってくると、避難困難者に向けての支援ということも考えなければならないのですが、そこまでは今回指示までには至らなかったということでございます。

また、町内会との連携の段階で申し上げれば、町内会に自主防災組織等を作っていただいて、避難時の支援等をいただければということで呼びかけはしているのですが、町内にまだ一町内会のみの状況となっておりますので、なかなかそこについては連携が進めることができる状況にはなっていないという状況でございます。

○議長（又地信也君）　産業経済課長のほうからありませんか。被害金額がこのように出てきたということでは。

町長。

○町長（大森伊佐緒君）　お尋ねは、金額等が出た場合にはその詳細についてお知らせするべきだとこういうお尋ねでございますが、それは時々の判断でさせていただきたいと思います。

○議長（又地信也君）　4番　竹田　努君。

○4番（竹田　努君）　町長、その詳細は時々でとそういうことではなくて、金額が出るということははっきりしているわけでしょう。面積なり、ハウスの損壊だとかそういうものが。まだ被害額が調査中だということであればわかりますけれども、そうではないわけだから、それを時々の場合によって詳細は必要ないのだというのがやはり私はおかしいと思う。

それと、先ほど総務課長に求めた避難所の増設というこの定義というか、その部分はどうも増設ではないのではないのかなというふうに思うのですよね。その辺はどうなのですか。

○議長（又地信也君）　先に、町長。

○町長（大森伊佐緒君）　時々の状況によって、説明を詳細にする場合もあると申し上げました。これは今回のように、まだ全ての調査が終わっていない段階でのお話でございますので、全ての調査が終わったあとには、しっかりとしたご報告ができる。それは、行政報告ではなくても、委員会での報告でも十分可能だというふうに判断しております。

したがいまして、現在調査中でございますので、わかっている範囲は大まかな金額でご報告を申し上げました。

○議長（又地信也君）　総務課長。

○総務課長（若山　忍君）　この台風18号時系列の報告書につきましては、19日の朝のこの決算委員会の時間をお借りして、報告した書類となっていますが、その段階では7時にそれ以前の自主避難用の施設6箇所から、さらに5箇所の避難所を開設したということの意味で書いたつもりですが、もしその「増設」という単語が不適切であれば、「全避難所開設」というふうに捉えていただければありがたいかと思います。

○議長（又地信也君）　ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　質疑がないようですので、以上をもちまして、行政報告を終了いたします。

発議案第1号　議会閉会中の所管事務調査について

○議長（又地信也君）　日程第5　発議案第1号　議会閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会閉会中の所管事務調査について、会議規則第75条の規定により総務・経済常任委員会及び議会運営委員会の各委員長より別紙のとおり、その所管に属する事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会閉会中の所管事務調査について、各委員長から申し出のとおり、これを承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　異議なしと認め、本案については原案とおり承認することに決定をいたしました。

意見書案第1号　林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

○議長（又地信也君）　日程第6　意見書案第1号　林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

1番　佐藤　悟君。

○1番（佐藤　悟君）　1番　佐藤　悟です。

意見書案第1号　平成29年9月22日　木古内町議会議長　又地信也様。

提出者　木古内町議会議員　佐藤　悟、賛成者　木古内町議会議員　竹田　努、同じく　相澤　巧。

意見書案第1号　林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

本道の森林は、全国の森林面積の約4分の1を占め、地球温暖化防止など多面的機能の発揮が期待されており、森林資源の循環利用を進める必要があります。

森林の整備を進め、木材を利用していくことは、地方創生にも大きく貢献するものです。

また､国では森林整備を進める財源として森林環境税の創設に向けた検討がされています。

今後、こうした取り組みをさらに加速し、林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要です。

よって、記載しております以下の3点について、衆参両院議長、内閣総理大臣及び各関係大臣に提出するものです。

以上、提案理由といたしますので、議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（又地信也君）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第1号　林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

意見書案第2号　「全国森林環境税」の創設に関する意見書

○議長（又地信也君）　日程第7　意見書案第2号　「全国森林環境税」の創設に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番　新井田昭男君。

○2番（新井田昭男君）　2番　新井田昭男です。

意見書案第2号　平成29年9月22日　木古内町議会議長　又地信也様。

提出者　木古内町議会議員　新井田昭男、賛成者　木古内町議会議員　手塚昌宏、同じく福嶋克彦。

意見書案第2号　「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

地球温暖化対策については、森林吸収源対策の推進が不可欠となっているが、木材価格の低迷や林業従事者の後継者不足など厳しい情勢にあるほか、対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

このような中で、国では国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税の創設に向けて検討がされている。

森林吸収源対策の推進や雇用の場確保などの取り組みは、国土保全や地方創生につながるものであり、そのための市町村の財源強化は喫緊の課題です。

よって、記載しております制度の創設について、衆参両院議長、内閣総理大臣及び各関係大臣に提出するものです。

以上、提案理由としますので、議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いします。以上でございます。

○議長（又地信也君）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第2号　「全国森林環境税」の創設に関する意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

意見書案第3号　適正な地方財政計画の策定を求める意見書

○議長（又地信也君）　日程第8　意見書案第3号　適正な地方財政計画の策定を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番　平野武志君。

○3番（平野武志君）　3番　平野武志です。

意見書案第3号　平成29年9月22日　木古内町議会議長　又地信也様。

提出者　木古内町議会議員　平野武志、賛成者　木古内町議会議員　鈴木慎也、同じく吉田裕幸。

意見書案第3号　適正な地方財政計画の策定を求める意見書（案）について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

諮問機関である財政制度等審議会は、地方自治体における基金残高が増加していることなどを理由に、地方財政計画へ反映を求めました。

地方自治体では、この間、厳しい財政事情を抱えながら、国を上回る行財政改革を実施する中で、子育て支援対策や介護体制の構築など、様々な財源を捻出してきました。今後は、地方版創生総合戦略や不況時の歳入減などにも対応が求められます。

基金は、将来の行政需要に対して各自治体における不断の行財政改革によって積み上げられたものであり、基金残高の増加を地方財政計画に反映させることは、決して認められるものではありません。

よって、記載しております以下の事項について、内閣総理大臣及び各関係大臣に提出するものです。

以上、提案理由といたしますので、議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（又地信也君）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第3号　適正な地方財政計画の策定を求める意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

意見書案第4号　道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書

○議長（又地信也君）　日程第9　意見書案第4号　道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番　竹田　努君。

○4番（竹田　努君）　4番　竹田　努です。

意見書案第4号　平成29年9月22日　木古内町議会議長　又地信也様。

提出者　木古内町議会議員　竹田　努、賛成者　木古内町議会議員　佐藤　悟、同じく新井田昭男。

意見書案第4号　道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

道教委は、「新たな高校教育に関する指針」に基づき、公立高校の再編・統合を実施し、大規模な削減を行ってまいりました。地元の高校を奪われた子ども達は、遠距離通学・下宿等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大し、保護者の経済的負担も増大している状況であります。

これらを解消するため多くの自治体では、様々な補助の実施ややむなく町立移管とするなど、存続に向け努力しております。これらは本来、道教委が行うべきことであり、各自治体に責任を負わせ、教育行政としての責任を放棄してると言えます。

「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、地域の意見や要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した「高校配置計画」「高校教育制度」が必要であります。

よって、記載しております以下の4点について、北海道知事、北海道教育委員会教育長、北海道議会議長に提出するものです。

以上、提案理由としますので、議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（又地信也君）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第4号　道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

意見書案第5号　「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書

○議長（又地信也君）　日程第10　意見書案第5号　「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番　相澤　巧君。

○5番（相澤　巧君）　5番　相澤　巧です。

意見書案第5号　平成29年9月22日　木古内町議会議長　又地信也様。

提出者　木古内町議会議員　相澤　巧、賛成者　木古内町議会議員　平野武志、同じく竹田　努。

意見書案第5号　「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書（案）について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

全国の多くの自治体が独自に、少人数学級を実施してきました。国は、地方の動きに後押しされ、2012年より小2まで35人学級を実施しましたが、小3以降については5年連続で見送られています。

自治体独自の少人数学級は確実に前進し、国の施策が進まないため、自治体間の格差が広がっています。

国は、地方に負担を押しつけることなく、国が責任を持って35人以下学級の前進とそのための教職員定数改善が必要です。

よって、記載しております以下の2点について、衆参両院議長、内閣総理大臣及び各関係大臣に提出するものです。

以上、提案理由としますので、議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（又地信也君）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第5号　「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

意見書案第6号　国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金制度の確立を求める意見書

○議長（又地信也君）　日程第11　意見書案第6号　国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金制度の確立を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番　手塚昌宏君。

○6番（手塚昌宏君）　6番　手塚昌宏です。

意見書案第6号　平成29年9月22日　木古内町議会議長　又地信也様。

提出者　木古内町議会議員　手塚昌宏、賛成者　木古内町議会議員　相澤　巧、同じく福嶋克彦。

意見書案第6号　国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金制度の確立を求める意見書（案）について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

「高校無償化」に所得制限を加えた「高等学校等就学支援制度」が3年経過しました。高校授業料に所得制限を設けることは、教育を受ける権利を変質させ、高校生に分断を持ち込むことであり、即時廃止すべきものです。

学ぶ権利を保障するため、世界にも例のない「高校授業料への所得制限」は直ちに中止し、教育予算を増やしたうえで、「高校無償化」を復活し「高校生等奨学給付金」を拡充して、給付制奨学金制度を確立することが求められます。

よって、記載しております以下の2点について、衆参両院議長、内閣総理大臣及び各関係大臣に提出するものです。

以上、提案理由としますので、議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（又地信也君）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第6号　国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金制度の確立を求める意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議会閉会中の正･副議長及び議員の出張･派遣承認について

○議長（又地信也君）　日程第12　議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会閉会中、出張または派遣を要する各種の行事、慶弔、会議、研修、陳情等について、正・副議長及び議員を出張・派遣させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　ご異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。

なお、現在予定されている出張または派遣につきましては、別紙配付のとおりでありますが、今後の出張または派遣する議員につきましては、その都度、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　ご異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。

閉　会　の　宣　告

○議長（又地信也君）　以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て審議を終了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもちまして、平成29年第3回木古内町議会定例会を閉会いたします。

皆様、大変どうもご苦労様ございました。

（　午後3時42分　閉会　）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年9月22日

木古内町議会議長　　又　地　信　也

署　名　議　員　　竹　田　　努

署　名　議　員　　相　澤　　巧